土木工事施工管理基準及び規格値（案）

令和6年3月

国 土 交 通 省

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「土木工事共通仕様書(案)〔R6.3〕、第１編1-1-24施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

１．目　的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

２．適　用

この管理基準は、国土交通省地方整備局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

３．構　成

施工管理（工事写真を含む）
- 工程管理
- 出来形管理
- 品質管理

４．管理の実施

（１）受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

（２）施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

（３）受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

（４）受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

５．管理項目及び方法

（１）工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

（２）出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき１ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

（３）品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また､試験区分で｢その他｣となっている試験項目は､特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

６．規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

７．その他

（１）工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

（２）情報化施工

10,000㎥以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「ＴＳを用いた出来形管理要領（土工編）」は「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」に読み替えるものとし、「ＴＳを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「ＴＳを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理の監督･検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。

（３）３次元データによる出来形管理

ＩＣＴ施工において、３次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう３次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を３次元空間上に再現するために必要なデータである。

（４）施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

出来形管理基準及び規格値（案）

１　出来形管理基準及び規格値（案）　目　次

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第１編　共通編						
第2章　土工						
第3節　河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			Ⅰ － 1
		2	掘削工（面管理の場合）			Ⅰ － 2
		3	掘削工（水中部）（面管理の場合）			Ⅰ － 3
	1-2-3-3	1	盛土工			Ⅰ － 3
		2	盛土工（面管理の場合）			Ⅰ － 4
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		Ⅰ － 5
			盛土補強工	多数アンカー式補強土工法		Ⅰ － 5
			盛土補強工	ジオテキスタイルを用いた補強土工法		Ⅰ － 5
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		Ⅰ － 5
	1-2-3-6		堤防天端工			Ⅰ － 5
第4節　道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			Ⅰ － 6
		2	掘削工（面管理の場合）			Ⅰ － 7
	1-2-4-3	1	路体盛土工			Ⅰ － 8
		2	路体盛土工（面管理の場合）			Ⅰ － 9
	1-2-4-4	1	路床盛土工			Ⅰ － 8
		2	路床盛土工（面管理の場合）			Ⅰ － 9
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		Ⅰ － 10
第3章　無筋、鉄筋コンクリート						
第7節　鉄筋工	1-3-7-4		組立て			Ⅰ － 10
第３編　土木工事共通編						
第2章　一般施工						
第3節　共通的工種	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		Ⅰ － 11
			矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	軽量鋼矢板		Ⅰ － 11
			矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	コンクリート矢板		Ⅰ － 11
			矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	広幅鋼矢板		Ⅰ － 11
			矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	可とう鋼矢板		Ⅰ － 11
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカーブ		Ⅰ － 11
	3-2-3-6		小型標識工			Ⅰ － 11
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		Ⅰ － 12
			防止柵工	転落（横断）防止柵		Ⅰ － 12
			防止柵工	車止めポスト		Ⅰ － 12
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		Ⅰ － 12
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		Ⅰ － 13
	3-2-3-9		区画線工			Ⅰ － 13
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		Ⅰ － 13
			道路付属物工	距離標		Ⅰ － 13
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			Ⅰ － 14
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		Ⅰ － 14
		2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁		Ⅰ － 14
	3-2-3-13		ポストテンション桁製作工			Ⅰ － 15
	3-2-3-14	1	プレキャストセグメント桁製作工	（購入工）		Ⅰ － 15
		2	プレキャストセグメント主桁組立工			Ⅰ － 15
	3-2-3-15		ＰＣホロースラブ製作工			Ⅰ － 16
	3-2-3-16	1	ＰＣ箱桁製作工			Ⅰ － 17
		2	ＰＣ押出し箱桁製作工			Ⅰ － 18
	3-2-3-17		根固めブロック工			Ⅰ － 19
	3-2-3-18		沈床工			Ⅰ － 19
	3-2-3-19		捨石工			Ⅰ － 20
	3-2-3-22		階段工			Ⅰ － 20
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		Ⅰ － 20
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		Ⅰ － 21
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		Ⅰ － 21
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		Ⅰ － 21
		2	多自然型護岸工	かごマット		Ⅰ － 22
	3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		Ⅰ － 22
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		Ⅰ － 22
	3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		Ⅰ － 23
			プレキャストカルバート工	プレキャストパイプ工		Ⅰ － 23
	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		Ⅰ － 23
		1	側溝工	Ｌ型側溝工		Ⅰ － 23
		1	側溝工	自由勾配側溝		Ⅰ － 23
		1	側溝工	管渠		Ⅰ － 23
		2	側溝工	場所打水路工		Ⅰ － 24
	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		Ⅰ － 24
	3-2-3-30		集水桝工			Ⅰ － 25
	3-2-3-31		現場塗装工			Ⅰ － 25

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節　基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		Ⅰ － 25
			一般事項	砕石基礎工		Ⅰ － 25
			一般事項	割ぐり石基礎工		Ⅰ － 25
			一般事項	均しコンクリート		Ⅰ － 25
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		Ⅰ － 26
		2	基礎工（護岸）	プレキャスト		Ⅰ － 26
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		Ⅰ － 26
		1	既製杭工	鋼管杭		Ⅰ － 26
		1	既製杭工	H鋼杭		Ⅰ － 26
		2	既製杭工	鋼管ソイルセメント杭		Ⅰ － 27
	3-2-4-5		場所打杭工			Ⅰ － 27
	3-2-4-6		深礎工			Ⅰ － 27
	3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			Ⅰ － 28
	3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			Ⅰ － 28
	3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			Ⅰ － 28
第5節　石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		Ⅰ － 29
		1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック張り		Ⅰ － 29
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		Ⅰ － 29
		3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		Ⅰ － 30
	3-2-5-4		緑化ブロック工			Ⅰ － 30
	3-2-5-5		石積（張）工			Ⅰ － 30
第6節　一般舗装工	3-2-6-6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）			Ⅰ － 31
	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		Ⅰ － 32
		2	アスファルト舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		Ⅰ － 33
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅰ － 34
		4	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		Ⅰ － 35
		5	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅰ － 36
		6	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		Ⅰ － 37
		7	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ⅰ － 38
		8	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		Ⅰ － 39
		9	アスファルト舗装工	基層工		Ⅰ － 40
		10	アスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		Ⅰ － 41
		11	アスファルト舗装工	表層工		Ⅰ － 42
		12	アスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		Ⅰ － 43
	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		Ⅰ － 43
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		Ⅰ － 44
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅰ － 44
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		Ⅰ － 45
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅰ － 46
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		Ⅰ － 47
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ⅰ － 48
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		Ⅰ － 49
		9	半たわみ性舗装工	基層工		Ⅰ － 49
		10	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		Ⅰ － 50
		11	半たわみ性舗装工	表層工		Ⅰ － 51
		12	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		Ⅰ － 52
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		Ⅰ － 53
		2	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		Ⅰ － 54
		3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅰ － 55
		4	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		Ⅰ － 56
		5	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅰ － 57
		6	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		Ⅰ － 58
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ⅰ － 59
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		Ⅰ － 59
		9	排水性舗装工	基層工		Ⅰ － 60
		10	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		Ⅰ － 61
		11	排水性舗装工	表層工		Ⅰ － 62
		12	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		Ⅰ － 63

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		Ⅰ － 64
		2	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		Ⅰ － 65
		3	透水性舗装工	表層工		Ⅰ － 66
		4	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）		Ⅰ － 67
	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ⅰ － 68
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		Ⅰ － 69
		3	グースアスファルト舗装工	基層工		Ⅰ － 70
		4	グースアスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		Ⅰ － 71
		5	グースアスファルト舗装工	表層工		Ⅰ － 72
		6	グースアスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		Ⅰ － 73
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		Ⅰ － 74
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		Ⅰ － 75
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		Ⅰ － 76
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工（面管理の場合）		Ⅰ － 77
		5	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		Ⅰ － 78
		6	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）		Ⅰ － 79
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		Ⅰ － 80
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層（面管理の場合）		Ⅰ － 81
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		Ⅰ － 82
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工（面管理の場合）		Ⅰ － 83
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		Ⅰ － 84
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）		Ⅰ － 85
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		Ⅰ － 86
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		Ⅰ － 86
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		Ⅰ － 87
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）		Ⅰ － 88
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		Ⅰ － 89
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）（面管理の場合）		Ⅰ － 90
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		Ⅰ － 91
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（面管理の場合）		Ⅰ － 92
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		Ⅰ － 93
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅰ － 93
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅰ － 94
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ⅰ － 95
		5	薄層カラー舗装工	基層工		Ⅰ － 96
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		Ⅰ － 96
		2	ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅰ － 97
		3	ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅰ － 97
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ⅰ － 98
		5	ブロック舗装工	基層工		Ⅰ － 99
	3-2-6-15	1	路面切削工			Ⅰ － 100
		2	路面切削工	（面管理の場合）		Ⅰ － 100
	3-2-6-16		舗装打換え工			Ⅰ － 101
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			Ⅰ － 101
		2	オーバーレイ工	（面管理の場合）		Ⅰ － 102
第7節　地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			Ⅰ － 103
	3-2-7-3		置換工			Ⅰ － 103
	3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上		Ⅰ － 104
		2	表層安定処理工	（ＩＣＴ施工の場合）		Ⅰ － 104
	3-2-7-5		パイルネット工			Ⅰ － 104
	3-2-7-6		サンドマット工			Ⅰ － 105
	3-2-7-7		バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		Ⅰ － 105
			バーチカルドレーン工	ペーパードレーン工		Ⅰ － 105
			バーチカルドレーン工	袋詰式サンドドレーン工		Ⅰ － 105
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		Ⅰ － 105

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	3-2-7-9	1	固結工	粉体噴射撹拌工		Ⅰ － 106
		1	固結工	高圧噴射撹拌工		Ⅰ － 106
		1	固結工	スラリー撹拌工		Ⅰ － 106
		1	固結工	生石灰パイル工		Ⅰ － 106
		2	固結工	スラリー撹拌工 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　第８編 固結工（スラリー撹拌工）編」による管理の場合		Ⅰ － 107
		3	固結工	中層混合処理		Ⅰ － 107
第10節　仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		Ⅰ － 108
		1	土留・仮締切工	鋼矢板		Ⅰ － 108
		2	土留・仮締切工	アンカー工		Ⅰ － 108
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		Ⅰ － 108
		4	土留・仮締切工	締切盛土		Ⅰ － 109
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		Ⅰ － 109
	3-2-10-9		地中連続壁工（壁式）			Ⅰ － 109
	3-2-10-10		地中連続壁工（柱列式）			Ⅰ － 110
	3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ － 126
第11節　軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ － 8
第12節　工場製作工（共通）	3-2-12-1	1	一般事項	鋳造費（金属支承工）		Ⅰ － 111
		2	一般事項	鋳造費（大型ゴム支承工）		Ⅰ － 112
		3	一般事項	仮設材製作工		Ⅰ － 113
		4	一般事項	刃口金物製作工		Ⅰ － 113
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		Ⅰ － 114
		1	桁製作工	シミュレーション仮組立検査を行う場合		Ⅰ － 115
		2	桁製作工	仮組立検査を実施しない場合		Ⅰ － 116
		3	桁製作工	鋼製堰堤製作工（仮組立時）		Ⅰ － 117
	3-2-12-4		検査路製作工			Ⅰ － 119
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			Ⅰ － 119
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			Ⅰ － 119
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			Ⅰ － 120
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			Ⅰ － 120
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			Ⅰ － 121
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			Ⅰ － 122
	3-2-12-11		工場塗装工			Ⅰ － 122
第13節　橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		Ⅰ － 123
			架設工（鋼橋）	ケーブルクレーン架設		Ⅰ － 123
			架設工（鋼橋）	ケーブルエレクション架設		Ⅰ － 123
			架設工（鋼橋）	架設桁架設		Ⅰ － 123
			架設工（鋼橋）	送出し架設		Ⅰ － 123
			架設工（鋼橋）	トラベラークレーン架設		Ⅰ － 123
			架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		Ⅰ － 124
			架設工（コンクリート橋）	架設桁架設		Ⅰ － 124
			架設工支保工	固定		Ⅰ － 124
			架設工支保工	移動		Ⅰ － 124
			架設桁架設	片持架設		Ⅰ － 124
			架設桁架設	押出し架設		Ⅰ － 124
第14節　法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		Ⅰ － 124
		1	植生工	張芝工		Ⅰ － 124
		1	植生工	筋芝工		Ⅰ － 124
		1	植生工	市松芝工		Ⅰ － 124
		1	植生工	植生シート工		Ⅰ － 124
		1	植生工	植生マット工		Ⅰ － 124
		1	植生工	植生筋工		Ⅰ － 124
		1	植生工	人工張芝工		Ⅰ － 124
		1	植生工	植生穴工		Ⅰ － 124
		2	植生工	植生基材吹付工		Ⅰ － 125
		2	植生工	客土吹付工		Ⅰ － 125
	3-2-14-3		吹付工	コンクリート		Ⅰ － 126
			吹付工	モルタル		Ⅰ － 126
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		Ⅰ － 127
			法枠工	現場吹付法枠工		Ⅰ － 127
		2	法枠工	プレキャスト法枠工		Ⅰ － 127
	3-2-14-6		アンカー工			Ⅰ － 128
第15節　擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		Ⅰ － 128
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工			Ⅰ － 129
	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		Ⅰ － 129
			補強土壁工	多数アンカー式補強土工法		Ⅰ － 129
			補強土壁工	ジオテキスタイルを用いた補強土工法		Ⅰ － 129
	3-2-15-4		井桁ブロック工			Ⅰ － 130
第16節　浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		Ⅰ － 131
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		Ⅰ － 131
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船（面管理の場合）		Ⅰ － 132
第18節　床版工	3-2-18-2		床版工			Ⅰ － 133

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第６編　河川編						
第1章　築堤・護岸						
第3節　軽量盛土工	6-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ － 8
第4節　地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	Ⅰ － 104
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	Ⅰ － 104
	6-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	Ⅰ － 105
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	Ⅰ － 105
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	Ⅰ － 106
第5節　護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ － 26
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ － 11
第6節　矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ － 26
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ － 11
第7節　法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ － 29
	6-1-7-4		護岸付属物工			Ⅰ － 133
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	Ⅰ － 30
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ － 29
	6-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ － 30
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ － 127
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅰ － 21
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅰ － 21
			多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅰ － 21
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ － 126
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ － 124
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	Ⅰ － 5
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
			羽口工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
			羽口工	かご枠	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
			羽口工	連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	Ⅰ － 29
第8節　擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ － 128
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ － 129
第9節　根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ － 19
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅰ － 19
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ － 20
	6-1-9-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
第10節　水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅰ － 19
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ － 20
	6-1-10-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
	6-1-10-8		杭出し水制工			Ⅰ － 134
第11節　付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ － 12
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ － 32
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ － 74
	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅰ － 93
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	Ⅰ － 96
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ － 23
	6-1-11-10		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ － 25
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅰ － 11
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅰ － 13
第12節　付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅰ － 13
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅰ － 11
第13節　光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			Ⅰ － 134
	6-1-13-4		ハンドホール工			Ⅰ － 135
第2章　浚渫（川）						
第2節　浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅰ － 131
第3節　浚渫工（グラブ浚渫船）	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅰ － 131
第4節　浚渫工（バックホウ浚渫船）	6-2-5-2	1	浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅰ － 131
		2	浚渫船運転工（面管理の場合）		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅰ － 131
第3章　樋門・樋管						
第3節　軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ － 8
第4節　地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	Ⅰ － 106
第5節　樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ － 26
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ － 27
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ － 11
	6-3-5-6	1	函渠工	本体工		Ⅰ － 135
		2	函渠工	ヒューム管		Ⅰ － 136
		2	函渠工	ＰＣ管		Ⅰ － 136
		2	函渠工	コルゲートパイプ		Ⅰ － 136
		2	函渠工	ダクタイル鋳鉄管		Ⅰ － 136
			函渠工	ＰＣ函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅰ － 23
	6-3-5-7		翼壁工			Ⅰ － 136
	6-3-5-8		水叩工			Ⅰ － 136

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節　護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ － 19
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅰ － 19
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ － 20
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
第7節　水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ － 23
	6-3-7-4		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ － 25
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	Ⅰ － 24
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅰ － 23
第8節　付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ － 12
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	Ⅰ － 20
第4章　水門						
第3節　工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅰ － 114
	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅰ － 119
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅰ － 119
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	Ⅰ － 122
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅰ － 120
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	Ⅰ － 113
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ － 122
第5節　軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ － 8
第6節　水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ － 26
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ － 27
	6-4-6-6		矢板工（遮水矢板）		3-2-3-4矢板工	Ⅰ － 11
	6-4-6-7		床版工			Ⅰ － 136
	6-4-6-8		堰柱工			Ⅰ － 136
	6-4-6-9		門柱工			Ⅰ － 136
	6-4-6-10		ゲート操作台工			Ⅰ － 136
	6-4-6-11		胸壁工			Ⅰ － 136
	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	Ⅰ － 136
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	Ⅰ － 136
第7節　護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ － 19
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅰ － 19
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ － 20
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
第8節　付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ － 12
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	Ⅰ － 20
第9節　鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	Ⅰ － 123
	6-4-9-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	Ⅰ － 123
	6-4-9-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	Ⅰ － 123
	6-4-9-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	Ⅰ － 123
	6-4-9-8		架設工（送出し架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	Ⅰ － 123
	6-4-9-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	Ⅰ － 123
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ － 179
第10節　橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ － 25
第11節　床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	Ⅰ － 133
第12節　橋梁付属物工（鋼管理橋）	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ － 20
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ － 180
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ － 180
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ － 180
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅰ － 181
第14節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ橋）	6-4-14-2		プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅰ － 14
第14節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ橋）	6-4-14-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅰ － 15
	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	Ⅰ － 15
	6-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅰ － 15
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ － 179
	6-4-14-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ － 124
	6-4-14-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ － 124
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	Ⅰ － 133
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ － 180
第15節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣホロースラブ橋）	6-4-15-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ － 179
	6-4-15-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ － 180
	6-4-15-5		ＰＣホロースラブ製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	Ⅰ － 16

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第16節　橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ － 20
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ － 180
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ － 180
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ － 180
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅰ － 181
第18節　舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ － 32
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	Ⅰ － 43
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	Ⅰ － 53
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	Ⅰ － 64
	6-4-18-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	Ⅰ － 68
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ － 74
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅰ － 93
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	Ⅰ － 96
第5章　堰						
第3節　工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	Ⅰ － 113
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅰ － 114
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	Ⅰ － 119
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅰ － 119
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅰ － 119
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	Ⅰ － 122
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	Ⅰ － 121
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅰ － 120
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	Ⅰ － 120
	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	Ⅰ － 113
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ － 122
第5節　軽量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ － 8
第6節　可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ － 26
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ － 27
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅰ － 28
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅰ － 28
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ － 11
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	Ⅰ － 136
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	Ⅰ － 136
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	Ⅰ － 136
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	Ⅰ － 136
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	Ⅰ － 136
	6-5-6-13		閘門工			Ⅰ － 137
	6-5-6-14		土砂吐工			Ⅰ － 137
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ － 128
第7節　固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ － 26
	6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ － 27
	6-5-7-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅰ － 28
	6-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅰ － 28
	6-5-7-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ － 11
	6-5-7-8		堰本体工			Ⅰ － 137
	6-5-7-9		水叩工			Ⅰ － 137
	6-5-7-10		土砂吐工			Ⅰ － 137
	6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ － 128
第8節　魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			Ⅰ － 137
第9節　管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			Ⅰ － 138
第10節　鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	Ⅰ － 123
	6-5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	Ⅰ － 123
	6-5-10-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	Ⅰ － 123
	6-5-10-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	Ⅰ － 123
	6-5-10-8		架設工（送出し架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	Ⅰ － 123
	6-5-10-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	Ⅰ － 123
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ － 179
第11節　橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ － 25
第12節　床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	Ⅰ － 133
第13節　橋梁付属物工（鋼管理橋）	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ － 20
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ － 180
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ － 180
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ － 180
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅰ － 181

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第15節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ橋）	6-5-15-2		プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅰ － 14
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅰ － 15
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	Ⅰ － 15
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅰ － 15
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ － 179
	6-5-15-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ － 124
	6-5-15-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ － 124
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	Ⅰ － 133
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ － 180
第16節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣホロースラブ橋）	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ － 179
	6-5-16-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ － 180
	6-5-16-5		ＰＣホロースラブ製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	Ⅰ － 16
第17節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ箱桁	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ － 179
	6-5-17-4		ＰＣ箱桁製作工		3-2-3-16ＰＣ箱桁製作工	Ⅰ － 17
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ － 180
第18節　橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ － 20
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ － 180
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ － 180
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ － 180
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅰ － 181
第20節　付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ － 12
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	Ⅰ － 20
第6章　排水機場						
第3節　軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ － 8
第4節　機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ － 26
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ － 27
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ － 11
	6-6-4-6		本体工			Ⅰ － 139
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			Ⅰ － 139
第5節　沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ － 26
	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ － 27
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ － 11
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ － 128
	6-6-5-7		コンクリート床版工			Ⅰ － 140
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ － 19
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ － 24
第6節　吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ － 26
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ － 27
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ － 11
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	Ⅰ － 139
第7章　床止め・床固め						
第3節　軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ － 8
第4節　床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ － 26
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ － 11
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工		Ⅰ － 140
			本体工	植石張り	3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ － 30
			本体工	根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ － 19
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ － 128
	6-7-4-8		水叩工			Ⅰ － 141
			水叩工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅰ － 21
			水叩工	根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ － 19
第5節　床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	Ⅰ － 140
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	Ⅰ － 140
	6-7-5-6		側壁工			Ⅰ － 141
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	Ⅰ － 141
第6節　山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ － 128
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ － 29
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ － 30
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ － 26
第8章　河川維持						
第7節　路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	Ⅰ － 5
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ － 74
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ － 32
第8節　付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ － 12
第9節　付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ － 12
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅰ － 13
第10節　光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	Ⅰ － 134
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	Ⅰ － 135
第12節　植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	Ⅰ － 124

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9章　河川修繕						
第3節　軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ － 8
第4節　腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	Ⅰ － 5
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ － 124
第5節　側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
			縁切工	連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	Ⅰ － 29
			縁切工	コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ － 29
			縁切工	石張工	3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ － 30
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ － 124
第6節　堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ － 30
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ － 29
第7節　管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ － 12
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	Ⅰ － 100
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	Ⅰ － 101
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	Ⅰ － 101
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管（函）渠	3-2-3-29側溝工	Ⅰ － 23
			排水構造物工	集水桝工	3-2-3-30集水桝工	Ⅰ － 25
	6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	Ⅰ － 11
第8節　現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ － 25
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	Ⅰ － 14
第７編　河川海岸編						
第1章　堤防・護岸						
第3節　軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ － 8
第4節　地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	Ⅰ － 104
	7-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	Ⅰ － 104
	7-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	Ⅰ － 105
	7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	Ⅰ － 105
	7-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	Ⅰ － 106
第5節　護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ － 20
	7-1-5-5		場所打コンクリート工			Ⅰ － 141
	7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			Ⅰ － 142
	7-1-5-7		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ － 26
	7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ － 26
	7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ － 11
第6節　護岸工	7-1-6-3		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ － 30
	7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			Ⅰ － 142
	7-1-6-5		コンクリート被覆工			Ⅰ － 143
第7節　擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ － 128
第8節　天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			Ⅰ － 143
第9節　波返工	7-1-9-3		波返工			Ⅰ － 144
第10節　裏法被覆工	7-1-10-2		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ － 30
	7-1-10-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ － 29
	7-1-10-4		コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	Ⅰ － 143
	7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ － 127
第11節　カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅰ － 23
第12節　排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ － 23
	7-1-12-4		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ － 25
	7-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	Ⅰ － 24
			管渠工	プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	Ⅰ － 24
			管渠工	コルゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	Ⅰ － 24
			管渠工	ダクタイル鋳鉄管	3-2-3-29暗渠工	Ⅰ － 24
	7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ － 24
第13節　付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ － 12
	7-1-13-6		階段工		3-2-3-22階段工	Ⅰ － 20
第14節　付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ － 12
	7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ － 32
	7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ － 74
	7-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅰ － 93
	7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ － 23
	7-1-14-9		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ － 25
	7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅰ － 11
第14節　付帯道路工	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅰ － 13
第15節　付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅰ － 13
	7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅰ － 11

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章　突堤・人工岬						
第3節　軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ － 8
第4節　突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			Ⅰ － 144
	7-2-4-5		吸出し防止工			Ⅰ － 145
第5節　突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			Ⅰ － 145
	7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			Ⅰ － 145
	7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ － 26
	7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ － 26
	7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ － 11
	7-2-5-9		石枠工			Ⅰ － 146
	7-2-5-10		場所打コンクリート工			Ⅰ － 146
	7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作		Ⅰ － 147
		2	ケーソン工	ケーソン工据付		Ⅰ － 147
		3	ケーソン工	突堤上部工（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）		Ⅰ － 148
	7-2-5-12	1	セルラー工	セルラー工製作		Ⅰ － 148
		2	セルラー工	セルラー工据付		Ⅰ － 148
		3	セルラー工	突堤上部工（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）		Ⅰ － 148
第6節　根固め工	7-2-6-2		捨石工			Ⅰ － 149
	7-2-6-3		根固めブロック工			Ⅰ － 149
第7節　消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ － 20
	7-2-7-3		消波ブロック工			Ⅰ － 149
第3章　海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）						
第3節　海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			Ⅰ － 150
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	Ⅰ － 145
第4節　海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ － 20
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	Ⅰ － 145
	7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	Ⅰ － 147
	7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12セルラー工	Ⅰ － 148
	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打コンクリート工	Ⅰ － 146
第4章　浚渫（海岸）						
第3節　浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅰ － 131
第4節　浚渫工（グラブ船）	7-4-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅰ － 131
第5章　養浜						
第3節　軽量盛土工	7-5-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ － 8
第4節　砂止工	7-5-4-2		根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック工	Ⅰ － 149
第８編　砂防編						
第1章　砂防堰堤						
第3節　工場製作工	8-1-3-3		鋼製堰堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））	Ⅰ － 117
	8-1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			Ⅰ － 150
	8-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ － 122
第5節　軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ － 8
第6節　法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ － 124
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ － 126
	8-1-6-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ － 127
	8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ － 128
	8-1-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
第8節　コンクリート堰堤工	8-1-8-4	1	コンクリート堰堤本体工			Ⅰ － 151
	8-1-8-5		コンクリート副堰堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	Ⅰ － 151
	8-1-8-6		コンクリート側壁工			Ⅰ － 151
	8-1-8-8		水叩工			Ⅰ － 152
第9節　鋼製堰堤工	8-1-9-5	1	鋼製堰堤本体工	不透過型		Ⅰ － 152
		2	鋼製堰堤本体工	透過型		Ⅰ － 153
	8-1-9-6		鋼製側壁工			Ⅰ － 155
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	Ⅰ － 151
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	Ⅰ － 152
	8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ － 25
第10節　護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ － 19
	8-1-10-6		沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅰ － 19
	8-1-10-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
第11節　砂防堰堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ － 12
第12節　付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ － 12
	8-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ － 32
	8-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ － 74

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	8-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅰ － 93
	8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ － 23
	8-1-12-9		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ － 25
	8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅰ － 11
	8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅰ － 13
第13節　付帯道路施設工	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅰ － 13
	8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅰ － 11
第2章　流路						
第3節　軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ － 8
第4節　流路護岸工	8-2-4-4		基礎工（護岸）		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ － 26
	8-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ － 128
第4節　流路護岸工	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ － 29
	8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ － 30
	8-2-4-8		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	Ⅰ － 133
	8-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ － 124
第5節　床固め工	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	Ⅰ － 151
	8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	Ⅰ － 151
	8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	Ⅰ － 151
	8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8水叩工	Ⅰ － 152
	8-2-5-8		魚道工			Ⅰ － 155
第6節　根固め・水制工	8-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ － 19
	8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ － 20
	8-2-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
			かご工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅰ － 21
第7節　流路付属物設置工	8-2-7-2		階段工		3-2-3-22階段工	Ⅰ － 20
	8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ － 12
第3章　斜面対策						
第3節　軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ － 8
第4節　法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ － 124
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ － 126
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ － 127
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
	8-3-4-6		アンカー工（プレキャストコンクリート板）		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ － 128
	8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ － 128
第5節　擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ － 26
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ － 128
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ － 129
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	Ⅰ － 129
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	Ⅰ － 130
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	Ⅰ － 163
第6節　山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ － 24
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			Ⅰ － 155
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	Ⅰ － 24
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ － 24
	8-3-6-7		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ － 25
第7節　地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			Ⅰ － 156
	8-3-7-5		集水井工			Ⅰ － 156
第8節　地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ － 128
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	Ⅰ － 106
第8節　地下水遮断工	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ － 11
第9節　抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ － 26
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ － 27
	8-3-9-5		シャフト工（深礎工）		3-2-4-6深礎工	Ⅰ － 27
	8-3-9-6		合成杭工			Ⅰ － 156
第９編　ダム編						
第1章　コンクリートダム						
第4節　ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		Ⅰ － 157
			コンクリートダム工	水叩		Ⅰ － 158
			コンクリートダム工	副ダム		Ⅰ － 159
			コンクリートダム工	導流壁		Ⅰ － 160
第2章　フィルダム						
第4節　盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			Ⅰ － 161
	9-2-4-6		フィルターの盛立			Ⅰ － 161
	9-2-4-7		ロックの盛立			Ⅰ － 161
	9-2		フィルダム（洪水吐）			Ⅰ － 161
第3章　基礎グラウチング						
第3節　ボーリング工	9-3-3		ボーリング工			Ⅰ － 162
第10編　道路編						
第1章　道路改良						
第3節　工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工			Ⅰ － 162
			遮音壁支柱製作工	工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ － 122
第4節　地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	Ⅰ － 103
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	Ⅰ － 103
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	Ⅰ － 105
	10-1-4-5		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	Ⅰ － 105

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	Ⅰ － 105
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	Ⅰ － 106
第5節　法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ － 124
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ － 126
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ － 127
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ － 128
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
第6節　軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ － 8
第7節　擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ － 26
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ － 27
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ － 128
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ － 129
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3補強土壁工	Ⅰ － 129
			補強土壁工	多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	Ⅰ － 129
			補強土壁工	ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	Ⅰ － 129
	10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	Ⅰ － 130
第8節　石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ － 29
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ － 30
第9節　カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ － 26
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ － 27
	10-1-9-6		場所打函渠工			Ⅰ － 162
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅰ － 23
第10節　排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ － 23
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ － 23
	10-1-10-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ － 25
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅰ － 24
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ － 24
	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	Ⅰ － 23
第11節　落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			Ⅰ － 162
	10-1-11-5		落石防護柵工			Ⅰ － 163
	10-1-11-6		防雪柵工			Ⅰ － 163
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			Ⅰ － 164
第12節　遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			Ⅰ － 164
	10-1-12-5		遮音壁本体工			Ⅰ － 164
第2章　舗装						
第3節　地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	Ⅰ － 103
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	Ⅰ － 103
第4節　舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ － 32
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	Ⅰ － 43
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	Ⅰ － 53
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	Ⅰ － 64
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	Ⅰ － 68
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ － 74
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅰ － 93
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	Ⅰ － 96
	10-2-4		歩道路盤工			Ⅰ － 165
			取合舗装路盤工			Ⅰ － 165
			路肩舗装路盤工			Ⅰ － 165
			歩道舗装工			Ⅰ － 166
			取合舗装工			Ⅰ － 166
			路肩舗装工			Ⅰ － 166
			表層工			Ⅰ － 166
第5節　排水構造物工	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ － 23
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ － 23
	10-2-5-5		集水桝（街渠桝）・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ － 25
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅰ － 24
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ － 24
	10-2-5-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	Ⅰ － 23
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			Ⅰ － 167
第6節　縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅰ － 11
第7節　踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		Ⅰ － 167
			踏掛版工	ラバーシュー		Ⅰ － 167
			踏掛版工	アンカーボルト		Ⅰ － 167
第8節　防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ － 12
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ － 12
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ － 12
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ － 12
第9節　標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅰ － 11
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		Ⅰ － 167
		2	大型標識工	標識柱工		Ⅰ － 168
第10節　区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅰ － 13

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節　道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅰ － 13
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			Ⅰ － 168
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		Ⅰ － 168
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		Ⅰ － 169
第13節　橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ － 20
第3章　橋梁下部						
第3節　工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	Ⅰ － 113
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			Ⅰ － 170
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	Ⅰ － 120
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ － 122
第5節　軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ － 8
第6節　橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ － 26
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ － 27
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	Ⅰ － 27
	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅰ － 28
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅰ － 28
	10-3-6-8		橋台躯体工			Ⅰ － 171
第7節　ＲＣ橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ － 26
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ － 27
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	Ⅰ － 27
	10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅰ － 28
	10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅰ － 28
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	Ⅰ － 28
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		Ⅰ － 173
		1	橋脚躯体工	重力式		Ⅰ － 173
		1	橋脚躯体工	半重力式		Ⅰ － 173
		2	橋脚躯体工	ラーメン式		Ⅰ － 175
第8節　鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ － 26
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ － 27
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	Ⅰ － 27
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅰ － 28
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅰ － 28
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	Ⅰ － 28
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	Ⅰ型・Ｔ型		Ⅰ － 177
		2	橋脚フーチング工	門型		Ⅰ － 177
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	Ⅰ型・Ｔ型		Ⅰ － 177
		2	橋脚架設工	門型		Ⅰ － 178
	10-3-8-11		現場継手工			Ⅰ － 178
	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ － 25
第9節　護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ － 26
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ － 11
第10節　矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ － 26
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ － 11
第11節　法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ － 29
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	Ⅰ － 133
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	Ⅰ － 30
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ － 29
	10-3-11-6		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ － 30
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ － 127
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅰ － 21
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅰ － 21
			多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅰ － 21
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ － 126
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ － 124
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	Ⅰ － 5
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
			羽口工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
			羽口工	かご枠	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
			羽口工	連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	Ⅰ － 29
第12節　擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ － 128
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ － 129
第4章　鋼橋上部						
第3節　工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅰ － 114
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	Ⅰ － 119
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅰ － 119
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅰ － 119
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	Ⅰ － 122
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅰ － 120
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			Ⅰ － 178
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅰ － 114

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	Ⅰ － 120
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ － 122
第5節　鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	Ⅰ － 123
	10-4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	Ⅰ － 123
	10-4-5-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	Ⅰ － 123
	10-4-5-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	Ⅰ － 123
	10-4-5-8		架設工（送出し架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	Ⅰ － 123
	10-4-5-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	Ⅰ － 123
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		Ⅰ － 179
		2	支承工	ゴム支承		Ⅰ － 179
第6節　橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ － 25
第7節　床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	Ⅰ － 133
第8節　橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ － 20
	10-4-8-3		落橋防止装置工			Ⅰ － 180
	10-4-8-5		地覆工			Ⅰ － 180
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			Ⅰ － 180
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			Ⅰ － 180
	10-4-8-8		検査路工			Ⅰ － 181
第9節　歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ － 26
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ － 27
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	Ⅰ型	10-3-8-9橋脚フーチング工	Ⅰ － 177
			橋脚フーチング工	Ｔ型	10-3-8-9橋脚フーチング工	Ⅰ － 177
	10-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13架設工（鋼橋）	Ⅰ － 123
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ － 25
第5章　コンクリート橋上部						
第3節　工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	Ⅰ － 121
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅰ － 120
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅰ － 119
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	Ⅰ － 119
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ － 122
第5節　ＰＣ橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅰ － 14
			プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅰ － 14
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅰ － 15
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	Ⅰ － 15
	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅰ － 15
	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ － 179
	10-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ － 124
	10-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ － 124
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	Ⅰ － 133
	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ － 180
第6節　プレビーム桁橋工	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		Ⅰ － 181
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ － 179
	10-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	Ⅰ － 123
	10-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	Ⅰ － 123
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	Ⅰ － 133
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ － 180
第7節　ＰＣホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ － 179
	10-5-7-4		ＰＣホロースラブ製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	Ⅰ － 16
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ － 180
第8節　ＲＣホロースラブ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ － 179
	10-5-8-4		ＲＣ場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	Ⅰ － 16
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ － 180
第9節　ＰＣ版桁橋工	10-5-9-2		ＰＣ版桁製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	Ⅰ － 16
第10節　ＰＣ箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ － 179
	10-5-10-4		ＰＣ箱桁製作工		3-2-3-16ＰＣ箱桁製作工	Ⅰ － 17
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ － 180
第11節　ＰＣ片持箱桁橋工	10-5-11-2		ＰＣ片持箱桁製作工		3-2-3-16ＰＣ箱桁製作工	Ⅰ － 17
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ － 179
	10-5-11-4		架設工（片持架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ － 124
第12節　ＰＣ押出し箱桁橋工	10-5-12-2		ＰＣ押出し箱桁製作工		3-2-3-16ＰＣ押出し箱桁製作工	Ⅰ － 18
	10-5-12-3		架設工（押出し架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ － 124

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節　橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ － 20
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ － 180
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ － 180
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ － 180
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅰ － 181
第6章　トンネル（ＮＡＴＭ）						
第4節　支保工	10-6-4-3		吹付工			Ⅰ － 181
	10-6-4-4		ロックボルト工			Ⅰ － 182
第5節　覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			Ⅰ － 183
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	Ⅰ － 183
	10-6-5-5		床版コンクリート工			Ⅰ － 184
第6節　インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			Ⅰ － 184
第7節　坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅰ － 24
第8節　坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			Ⅰ － 184
第8節　坑門工	10-6-8-5		明り巻工			Ⅰ － 185
第11章　共同溝						
第3節　工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ － 122
第6節　現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			Ⅰ － 185
	10-11-6-4		カラー継手工			Ⅰ － 186
	10-11-6-5	1	防水工	防水		Ⅰ － 186
		2	防水工	防水保護工		Ⅰ － 186
		3	防水工	防水壁		Ⅰ － 186
第7節　プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			Ⅰ － 187
第12章　電線共同溝						
第5節　電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		Ⅰ － 187
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		Ⅰ － 187
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2現場打躯体工	Ⅰ － 185
第6節　付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			Ⅰ － 188
第13章　情報ボックス工						
第3節　情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工（管路部）	Ⅰ － 187
第4節　付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	Ⅰ － 188
第14章　道路維持						
第4節　舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	Ⅰ － 100
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	Ⅰ － 101
	10-14-4-5	1	切削オーバーレイ工			Ⅰ － 189
		2	切削オーバーレイ工	面管理の場合		Ⅰ － 189
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	Ⅰ － 101
	10-14-4-7		路上再生工			Ⅰ － 190
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅰ － 93
第5節　排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ － 23
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ － 23
	10-14-5-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ － 25
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅰ － 24
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ － 24
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ － 23
第6節　防護柵工	10-14-6-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ － 12
	10-14-6-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ － 12
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ － 12
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ － 12
第7節　標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅰ － 11
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	Ⅰ － 167
第8節　道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅰ － 13
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	Ⅰ － 168
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	Ⅰ － 169
第9節　軽量盛土工	10-14-9-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ － 8
第10節　擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ － 128
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ － 129
第11節　石・ブロック積（張）工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ － 29
	10-14-11-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ － 30
第12節　カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	Ⅰ － 162
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅰ － 23
第13節　法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ － 124
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ － 126
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ － 127
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ － 128
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
第15節　橋梁付属物工	10-14-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ － 20
	10-14-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ － 180
	10-14-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ － 180
	10-14-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ － 180
	10-14-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅰ － 181
第17節　現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	Ⅰ － 14
第16章　道路修繕						
第3節　工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			Ⅰ － 191
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅰ － 119

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節　舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	Ⅰ － 100
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	Ⅰ － 101
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	Ⅰ － 189
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	Ⅰ － 101
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	Ⅰ － 190
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅰ － 93
第6節　排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ － 23
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ － 23
	10-16-6-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ － 25
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅰ － 24
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ － 24
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ － 23
第7節　縁石工	10-16-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅰ － 11
第8節　防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ － 12
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ － 12
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ － 12
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ － 12
第9節　標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅰ － 11
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	Ⅰ － 167
第10節　区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅰ － 13
第12節　道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅰ － 13
第12節　道路付属施設工	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	Ⅰ － 168
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	Ⅰ － 169
第13節　軽量盛土工	10-16-13-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ － 8
第14節　擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ － 128
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ － 129
第15節　石・ブロック積（張）工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ － 29
	10-16-15-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ － 30
第16節　カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	Ⅰ － 162
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅰ － 23
第17節　法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ － 124
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ － 126
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ － 127
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ － 128
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ － 22
第18節　落石雪害防止工	10-16-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	Ⅰ － 162
	10-16-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	Ⅰ － 163
	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	Ⅰ － 164
	10-16-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	Ⅰ － 163
第20節　鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	Ⅰ － 191
第21節　橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ － 179
	10-16-21-4		ＰＣ橋支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ － 179
第22節　橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ － 20
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ － 180
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ － 180
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ － 180
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ － 180
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅰ － 181
第25節　現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ － 25
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	Ⅰ － 14

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、掘削部の両端で測定。	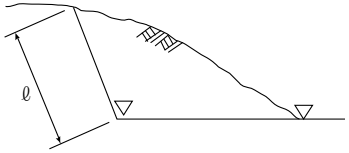	1-2-3-2
						法長ℓ	ℓ＜5m	－200			
							ℓ≧5m	法長－4%			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	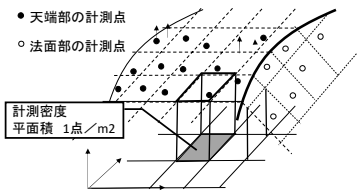 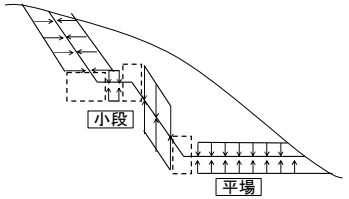	1-2-3-2
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			
						法面 （軟岩Ⅰ） （小段含む）	水平または標高較差	±70	±330			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	3	掘削工 （水中部） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100㎜が含まれている。 3．計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		1-2-3-2
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±300			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽		－50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。	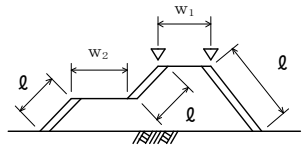	1-2-3-3
						法長ℓ	ℓ＜5m	－100				
							ℓ≧5m	法長－2%				
						幅w_1，w_2		－100				

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	2	盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	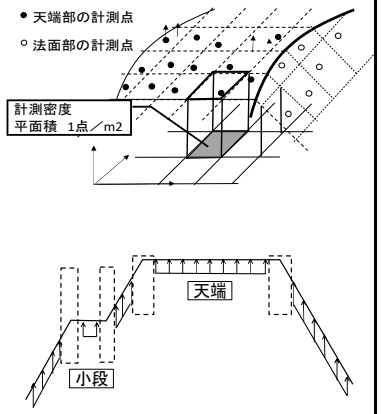	1-2-3-3
						天端	標高較差	－50	－150			
						法面 4割＜勾配	標高較差	－50	－170			
						法面 4割≧勾配 (小段含む)	標高較差	－60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さＸをＸ割と表したもの						

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	4		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高▽		－50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	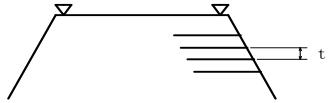	1-2-3-4
						厚さｔ		－50			
						控え長さ		設計値以上			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	5		法面整形工 （盛土部）	厚さｔ		※－30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	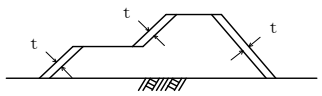	1-2-3-5
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	6		堤防天端工	厚さｔ	ｔ＜15cm	－25	幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。	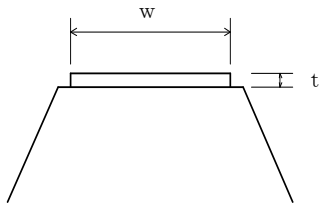	1-2-3-6
							ｔ≧15cm	－50			
						幅ｗ		－100			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	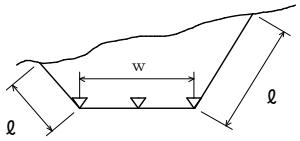	1-2-4-2
						法長ℓ	ℓ＜5m	－200			
							ℓ≧5m	法長－4%			
						幅w		－100			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	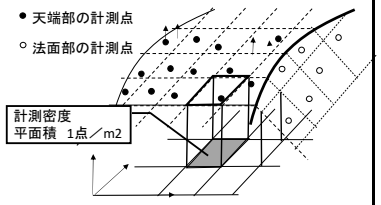 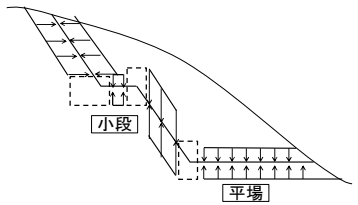	1-2-4-2
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			
						法面 （軟岩Ⅰ） （小段含む）	水平または標高較差	±70	±330			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	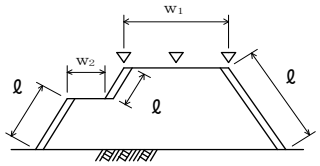	1-2-4-3 1-2-4-4
						法長ℓ	ℓ＜5m	－100			
							ℓ≧5m	法長－2%			
						幅w_1，w_2		－100			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	2	路体盛土工 （面管理の場合） 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の 計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	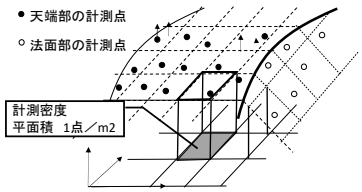 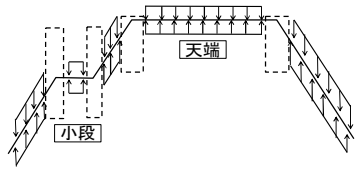	1-2-4-3 1-2-4-4
						天端	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	標高較差	±80	±190			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さｔ	※－30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	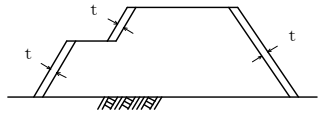	1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔ｄ	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ Ｄ：ｎ本間の延長 ｎ：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編 2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（ＰＣ橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	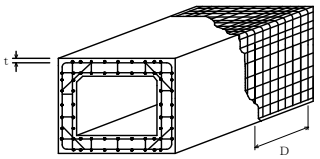 コンクリート表面 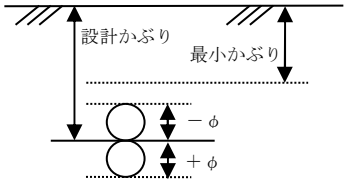 ※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう	1-3-7-4
						かぶりｔ	設計かぶり±φかつ最小かぶり以上			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高▽		±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	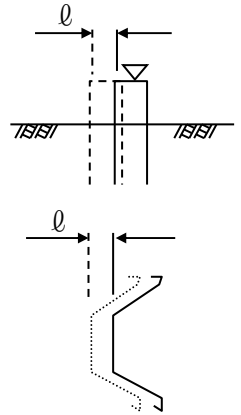	3-2-3-4
						根入長		設計値以上			
						変位ℓ		100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延長Ｌ		－200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	設置高さＨ		設計値以上	1ヶ所／1基	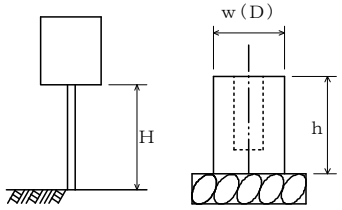	3-2-3-6
						基礎	幅ｗ（Ｄ）	－30	基礎1基毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							高さｈ	－30			
							根入長	設計値以上			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	7		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅w	－30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	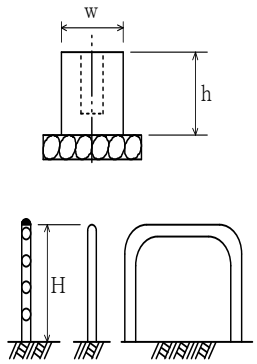	3-2-3-7
							高さh	－30			
						パイプ取付高H		＋30 －20	1ヶ所／1施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	1	路側防護柵工 （ガードレール）	基礎	幅w	－30	1ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所／1施工箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	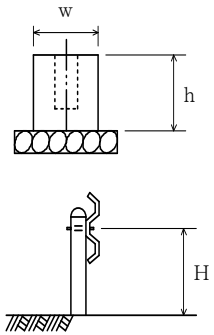	3-2-3-8
							高さh	－30			
						ビーム取付高H		＋30 －20	1ヶ所／1施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工 （ガードケーブル）	基礎	幅w	－30	1ヶ所／1基礎毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	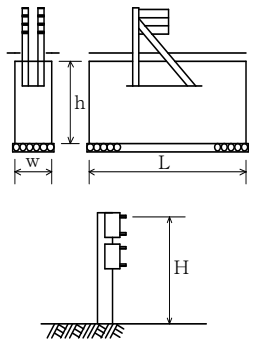	3-2-3-8 ※ワイヤロープ式防護柵にも適用する
							高さh	－30			
							延長L	－100			
						ケーブル取付高H		＋30 －20	1ヶ所／1施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	厚さt （溶融式のみ）		設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		3-2-3-9
						幅w		設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工 （視線誘導標） （距離標）	高さh		±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	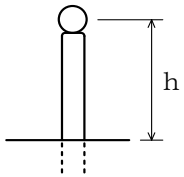	3-2-3-10

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82 「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工（購入工） （けた橋）	桁長Ｌ（m）	±Ｌ／1,000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 側面図 平面図 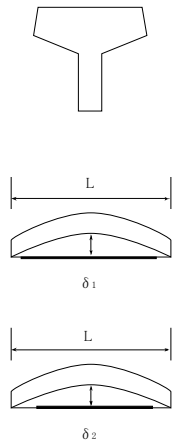	3-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工（購入工） （スラブ桁）	桁長Ｌ（m）	±10…Ｌ≦10m ±Ｌ／1,000…Ｌ＞10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 側面図 平面図 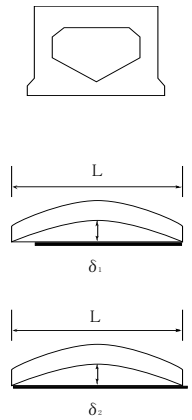	3-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13		ポストテンション桁製作工	幅（上）w_1	＋10 －5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長（m）	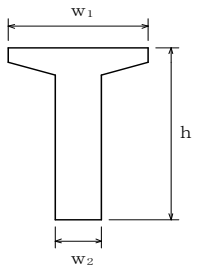	3-2-3-13 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下）w_2	±5			
						高さh	＋10 －5			
						桁長ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ－5） かつ－30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	1	プレキャストセグメント桁製作工 （購入工）	桁長ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-3-13
						断面の外形寸法（mm）	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁長ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ－5） かつ－30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする ℓ：支間長（m）		3-2-3-14
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		ＰＣホロースラブ製作工	基準高▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	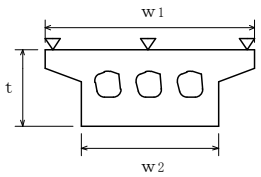	3-2-3-15 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅w_1，w_2	－5～＋30			
						厚さｔ	－10～＋20			
						桁長ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ－5） かつ－30mm以内			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	1	ＰＣ箱桁製作工	基準高▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	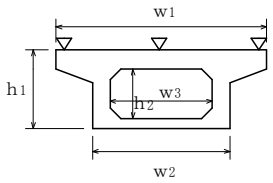	3-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（上）w_1	－5～＋30			
						幅（下）w_2	－5～＋30			
						内空幅w_3	±5			
						高さh_1	＋10 －5			
						内空高さh_2	＋10 －5			
						桁長ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ－5） かつ－30mm以内			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	2	ＰＣ押出し箱桁製作工	幅（上）w_1	－5～＋30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	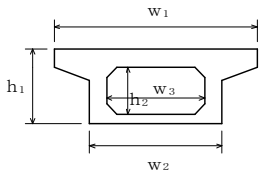	3-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下）w_2	－5～＋30			
						内空幅w_3	±5			
						高さh_1	＋10 －5			
						内空高さh_2	＋10 －5			
						桁長ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ－5） かつ－30mm以内			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	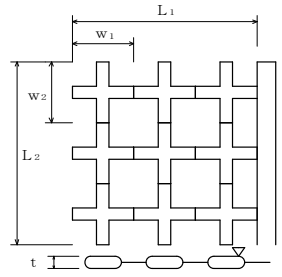	3-2-3-17
							厚さｔ	－20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
							幅W_1，W_2	－20			
							延長L_1，L_2	－200	1施工箇所毎		
						乱積	基準高▽	±ｔ／2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	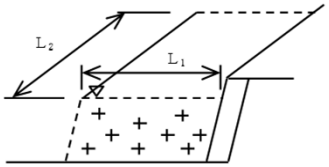	
							延長L_1，L_2	－ｔ／2	1施工箇所毎		
										ｔは根固めブロックの高さ	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	基準高▽		±150	1組毎	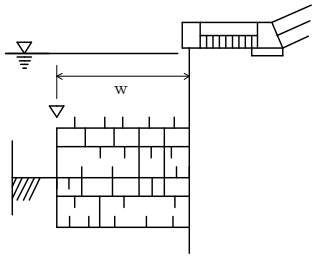	3-2-3-18
						幅w		±300			
						延長L		－200			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	基準高▽	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	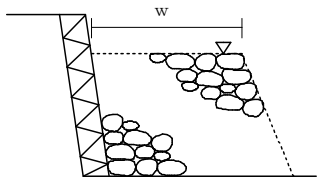	3-2-3-19
						幅w	－100			
						延長L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅w	－30	1回／1施工箇所	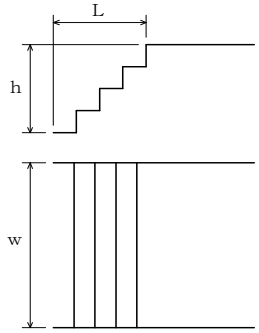	3-2-3-22
						高さh	－30			
						長さL	－30			
						段数	±0段			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工 （ゴムジョイント）	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	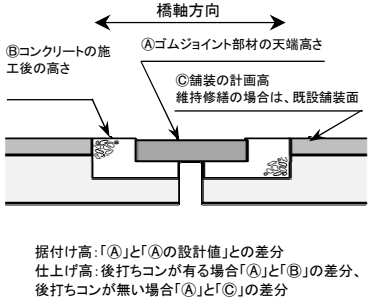	3-2-3-24
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～－2			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工 （鋼製フィンガージョイント）	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点	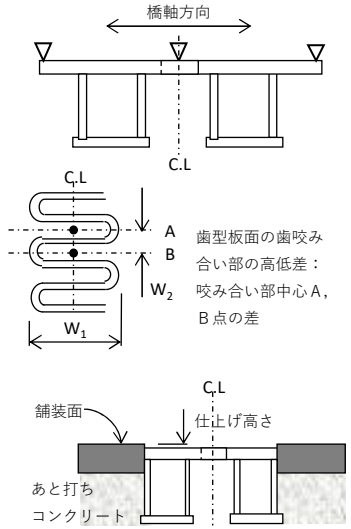	3-2-3-24
							橋軸方向各点誤差の相対差	3			
						表面の凹凸		3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔W_1		±2			
						歯咬み合い部の横方向間隔W_2		±5			
						仕上げ高さ		舗装面に対し 0～－2			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	3	伸縮装置工 （埋設型ジョイント）	表面の凹凸		3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	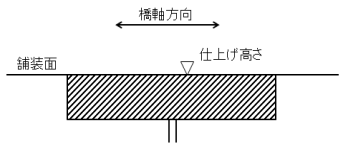	3-2-3-24
						仕上げ高さ		舗装面に対し 0～+3			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工 （巨石張り、巨石積み）	基準高▽		±500	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	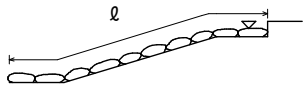	3-2-3-26
						法長ℓ		－200			
						延長L		－200			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工 （かごマット）	法長ℓ		－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	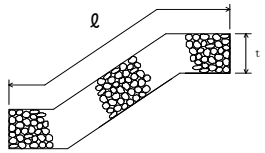	3-2-3-26
						厚さｔ		－0.2ｔ			
						延長Ｌ		－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工 （じゃかご）	法長ℓ	ℓ＜3m	－50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	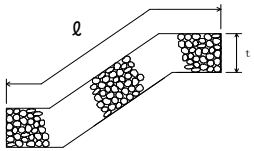	3-2-3-27
							ℓ≧3m	－100			
						厚さｔ		－50			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工 （ふとんかご、かご枠）	高さｈ		－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	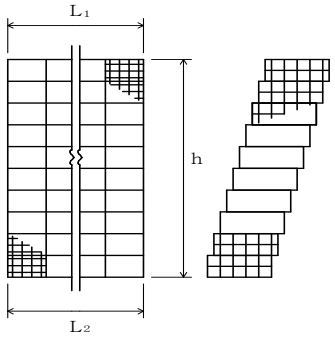	3-2-3-27
						延長L_1，L_2		－200			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	28		プレキャストカルバート工 （プレキャストボックス工） （プレキャストパイプ工）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。	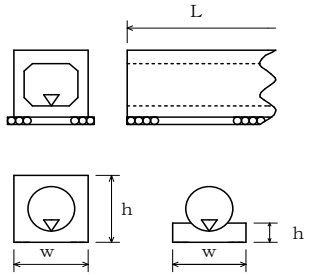	3-2-3-28
						※幅w	－50			
						※高さh	－30			
						延長L	－200	1施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 （プレキャストU型側溝） （L型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	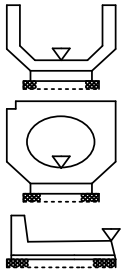	3-2-3-29
						延長L	－200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	2	側溝工 （場所打水路工）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	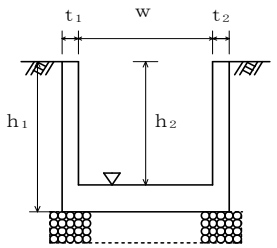	3-2-3-29
						厚さ t_1，t_2	－20			
						幅w	－30			
						高さ h_1，h_2	－30			
						延長L	－200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工 （暗渠工）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	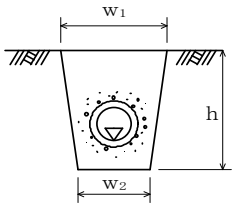	3-2-3-29
						幅 w_1，w_2	－50			
						深さh	－30			
						延長L	－200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水桝工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	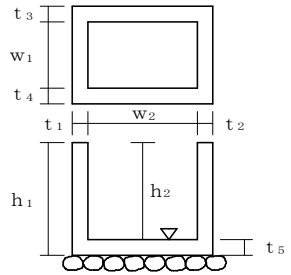	3-2-3-30
						※厚さ t_1～t_5	－20			
						※幅 w_1，w_2	－30			
						※高さ h_1，h_2	－30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	塗膜厚	a．ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		3-2-3-31
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 （切込砂利） （砕石基礎工） （割ぐり石基礎工） （均しコンクリート）	幅w	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	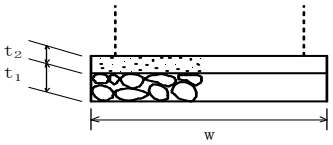	3-2-4-1
						厚さ t_1，t_2	－30			
						延長L	各構造物の規格値による			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	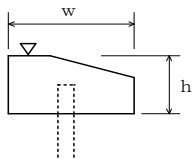	3-2-4-3
						幅w	－30			
						高さh	－30			
						延長L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	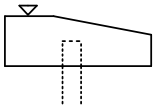	3-2-4-3
						延長L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 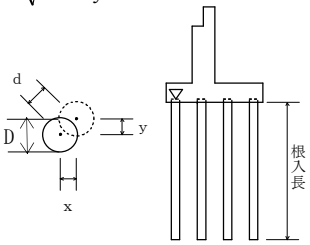	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	D／4以内かつ100以内			
						傾斜	1／100以内			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 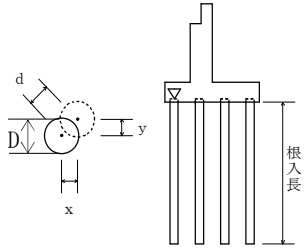	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量ｄ	Ｄ／4以内かつ100以内			
						傾斜	1／100以内			
						杭径Ｄ	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 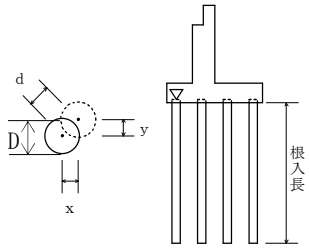	3-2-4-5
						根入長	設計値以上			
						偏心量ｄ	100以内			
						傾斜	1／100以内			
						杭径Ｄ	設計径（公称径） －30以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 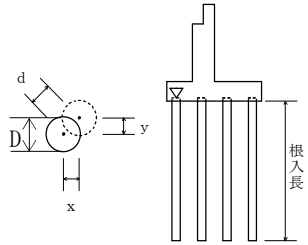	3-2-4-6
						根入長	設計値以上			
						偏心量ｄ	150以内			
						傾斜	1／50以内			
						基礎径Ｄ	設計径（公称径） 以上※			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 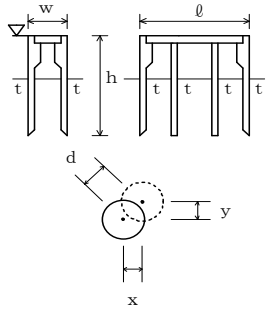	3-2-4-7
						ケーソンの長さℓ	－50			
						ケーソンの幅w	－50			
						ケーソンの高さh	－100			
						ケーソンの壁厚t	－20			
						偏心量d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 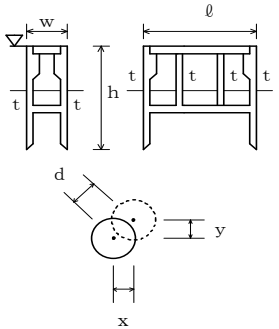	3-2-4-8
						ケーソンの長さℓ	－50			
						ケーソンの幅w	－50			
						ケーソンの高さh	－100			
						ケーソンの壁厚t	－20			
						偏心量d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 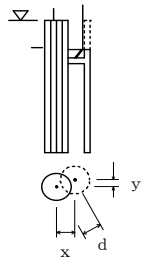	3-2-4-9
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	300以内			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	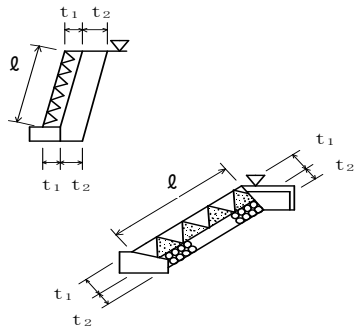	3-2-5-3
						法長ℓ	ℓ＜3m	－50			
							ℓ≧3m	－100			
						厚さ（ブロック積・張）t_1		－50			
						厚さ（裏込）t_2		－50			
						延長Ｌ		－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	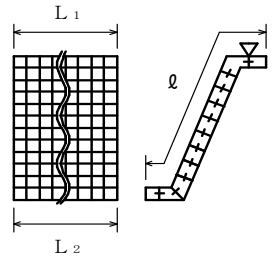	3-2-5-3
						法長ℓ		－100			
						延長L_1，L_2		－200			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	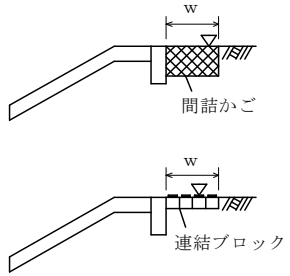	3-2-5-3
						幅w		－100			
						延長L		－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	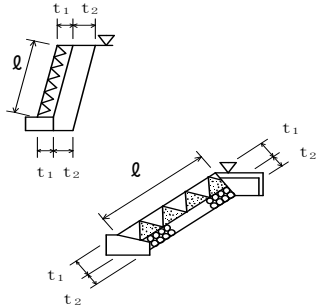	3-2-5-4
						法長ℓ	ℓ＜3m	－50			
							ℓ≧3m	－100			
						厚さ（ブロック）t_1		－50			
						厚さ（裏込）t_2		－50			
						延長L		－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	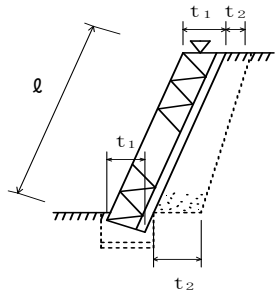	3-2-5-5
						法長ℓ	ℓ＜3m	－50			
							ℓ≧3m	－100			
						厚さ（石積・張）t_1		－50			
						厚さ（裏込）t_2		－50			
						延長L		－200			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）	シートの重ね幅	－20～+50	標準重ね幅100mmに対し、１施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		3-2-6-6-4

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 　厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						厚さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 　厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－54	－63	－8	－10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 　厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－54	－63	－8	－10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	7	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 　厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	8	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－36	－45	－5	－7	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	9	アスファルト舗装工 （基層工）	厚さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 　厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7
						幅	－25	－25	—	—			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	10	アスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－25	－3	－4	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	11	アスファルト舗装工 （表層工）	厚さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 　厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 　維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィルメーター （σ）2.4㎜以下 直読式（足付き） （σ）1.75㎜以下				

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	12	アスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－17	－20	－2	－3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下直読式（足付き）（σ）1.75mm以下				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－54	－63	－8	－10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－54	－63	－8	－10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	7	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	8	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－36	－45	－5	－7	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	9	半たわみ性舗装工 （基層工）	厚さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	－25	－25	—	—			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	10	半たわみ性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－25	－3	－4	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	11	半たわみ性舗装工 （表層工）	厚さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィルメーター （σ）2.4mm以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	12	半たわみ性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－17	－20	－2	－3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						平坦性	—		3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						厚さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10)＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－54	－63	－8	－10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－54	－63	－8	－10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	7	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	8	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－36	－45	－5	－7	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	9	排水性舗装工 （基層工）	厚さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	－25	－25	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	10	排水性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－25	－3	－4	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	11	排水性舗装工 （表層工）	厚さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィルメーター （σ）2.4mm以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	12	排水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－17	－20	－2	－3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						平坦性	—		3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 測定値の平均 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 （路盤工）	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に１ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
						厚さ	ｔ＜15cm	－30	－10			
							ｔ≧15cm	－45	－15			
						幅	－100		—			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 測定値の平均 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 （路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	t＜15cm	＋90 －70	＋50 －10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10
							t≧15cm	±90	＋50 －15			
						厚さあるいは標高較差	t＜15cm	＋90 －70	＋50 －10			
							t≧15cm	±90	＋50 －15			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 測定値の平均 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	3	透水性舗装工 （表層工）	厚さ	－9		－3	幅は、片側延長80m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
						幅	－25		—			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 測定値の平均 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	4	透水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20		－3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－36	－45	－5	－7	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 （基層工）	厚さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
						幅	－25	－25	—	—			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	4	グースアスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－25	－3	－4	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	5	グースアスファルト舗装工 （表層工）	厚さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	6	グースアスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－17	－20	－2	－3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						平坦性	—		3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 　中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 　厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						厚さ	－45		－15				
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	厚さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－55	－66	－8		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10)＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－55	－66	－8		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層）	厚さ	－9	－12	－3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	－25		—				

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－27	－3		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工）	厚さ	－10		－3.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	－25		—				
						平坦性	—		コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合（σ）2.4mm以下 人力舗設の場合（σ）3mm以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

<table>
<tr><th rowspan="3">編</th><th rowspan="3">章</th><th rowspan="3">節</th><th rowspan="3">条</th><th rowspan="3">枝番</th><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">測定項目</th><th colspan="4">規　格　値</th><th rowspan="3">測　定　基　準</th><th rowspan="3">測　定　箇　所</th><th rowspan="3">摘　要</th></tr>
<tr><th colspan="2">個々の測定値（X）</th><th colspan="2">10個の測定値の平均（X10）
＊面管理の場合は測定値の平均</th></tr>
<tr><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th></tr>
<tr><td rowspan="5">3
土木工事共通編</td><td rowspan="5">2
一般施工</td><td rowspan="5">6
一般舗装工</td><td rowspan="5">12</td><td rowspan="5">10</td><td rowspan="5">コンクリート舗装工

（コンクリート舗装版工）

（面管理の場合）</td><td>厚さあるいは標高較差</td><td colspan="2">－22</td><td colspan="2">－3.5</td><td rowspan="4">１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。

２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。

３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。

４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。

５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。</td><td rowspan="5">工事規模の考え方
　中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。
　小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。

　維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</td><td rowspan="5">3-2-6-12</td></tr>
<tr><td>平坦性</td><td colspan="2">―</td><td colspan="2">コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合（σ）2.4mm以下
人力舗設の場合（σ）3mm以下</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>目地段差</td><td colspan="4">±2</td><td>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
</table>

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						厚さ	－45		－15				
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	12	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	13	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	厚さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	－50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	14	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－55	－66	－8		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	15	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 　厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	16	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－55	－66	－8		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	17	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	厚さ	－9	－12	－3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	－25		—				

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	18	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－27	－3		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	19	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工）	厚さ	－15		－4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 　厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 　維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	－35		—				
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4mm以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	20	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－32		－4.5		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4mm以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						幅	−50		—				

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 　厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10)＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	－15	－20	－5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 　厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 （基層工）	厚さ	－9	－12	－3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	－25		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						厚さ	－45		－15				
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						幅	－50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	－15	－20	－5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工（基層工）	厚さ	－9	－12	－3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	－25		—				

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\overline{X}$）	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	1	路面切削工	厚さｔ	－7	－2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	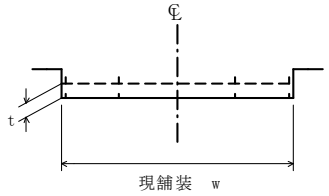	3-2-6-15
						幅ｗ	－25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	2	路面切削工 （面管理の場合） 標高較差または厚さｔのみ	厚さｔ （標高較差）	－17 (17) （面管理として緩和）	－2 (2)	１．「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ３．厚さｔまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 ４．幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40ｍ未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。	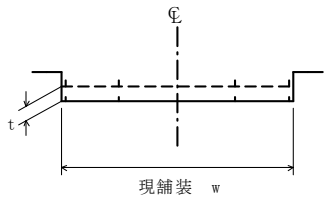	3-2-6-15
						幅ｗ	－25	—			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\overline{X}$）	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	路盤工	幅w	－50		各層毎1ヶ所／1施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	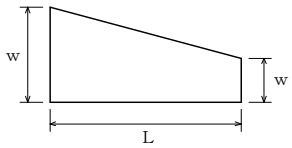	3-2-6-16
							延長L	－100				
							厚さt	該当工種				
						舗設工	幅w	－25				
							延長L	－100				
							厚さt	該当工種				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚さt		－9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	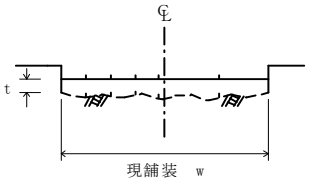	3-2-6-17
						幅w		－25				
						延長L		－100				
						平坦性		—	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）	測定値の平均（$\overline{X}$）			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17
						平坦性	―	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さｔ、天端幅ｗ、天端延長Ｌを確認（実測は不要）。	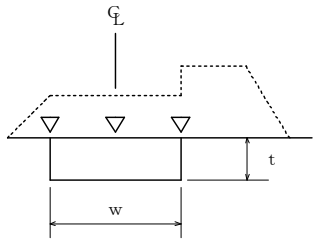	3-2-7-2
						施工厚さｔ	－50			
						幅ｗ	－100			
						延長Ｌ	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。	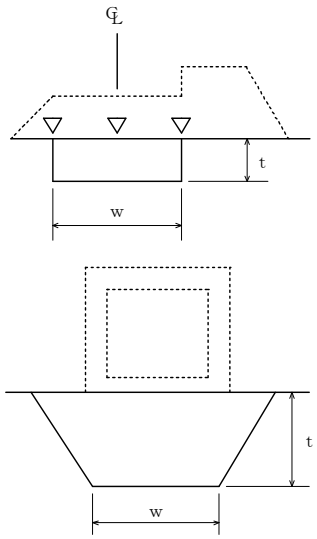	3-2-7-3
						置換厚さｔ	－50			
						幅ｗ	－100			
						延長Ｌ	－200			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 （サンドマット海上）	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	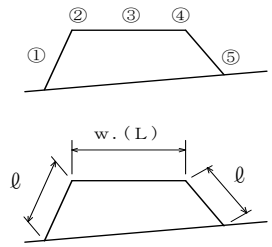	3-2-7-4
						法長ℓ	－500			
						天端幅w	－300	w、（L）は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 （L）はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
						天端延長L	－500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 （ＩＣＴ施工の場合）	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	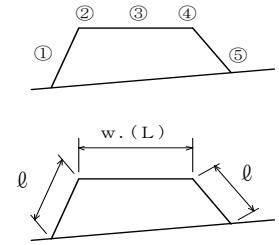	3-2-7-4
						法長ℓ	－500			
						天端幅w	－300	「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）		
						天端延長L	－500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。	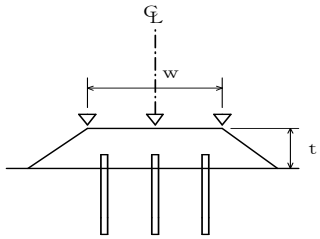	3-2-7-5
						厚さt	－50			
						幅w	－100			
						延長L	－200			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さｔ	－50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。	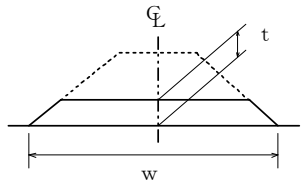	3-2-7-6
						幅ｗ	－100			
						延長Ｌ	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7		バーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工）	位置・間隔ｗ	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。	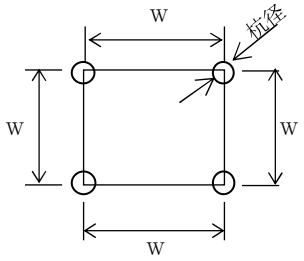	3-2-7-7
						杭径Ｄ	設計値以上			
						打込長さｈ	設計値以上	全本数	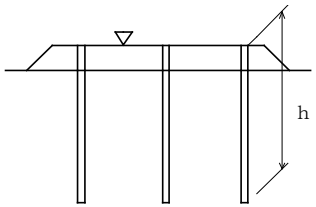	
			8		締固め改良工 （サンドコンパクションパイル工）	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	―	全本数 計器管理にかえることができる。	※余長は、適用除外	3-2-7-8

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 （粉体噴射撹拌工） （高圧噴射撹拌工） （スラリー撹拌工） （生石灰パイル工）	基準高▽	－50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。	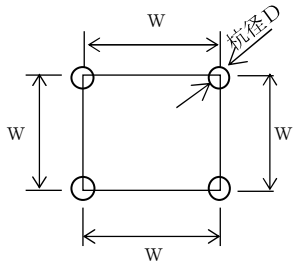	3-2-7-9
						位置・間隔w	D／4以内			
						杭径D	設計値以上			
						深度L	設計値以上	全本数 $L=\ell_1-\ell_2$ ℓ_1は改良体先端深度 ℓ_2は改良端天端深度	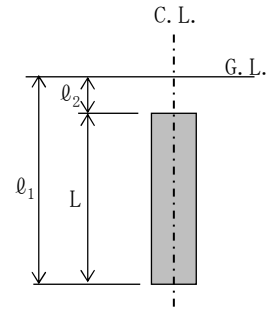	

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 （スラリー撹拌工） 「「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　第８編　固結工（スラリー撹拌工）編」による管理の場合	基準高▽	０以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	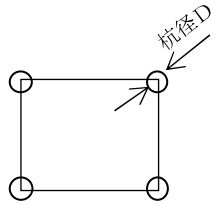	3-2-7-9
						位置	D／8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の撹拌翼の寸法実測により確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 （残尺計測による確認は不要）	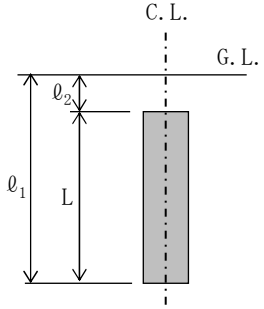	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 （中層混合処理）	基準高▽	設計値以上	1,000㎥～4,000㎥につき1ヶ所、または施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 1,000㎥以下、又は施工延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さｔ、幅ｗ、延長Ｌを確認（実測は不要）。	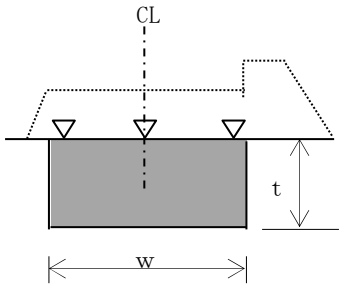	3-2-7-9
						施工厚さｔ	設計値以上			
						幅ｗ	設計値以上			
						延長Ｌ	設計値以上			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 （H鋼杭） （鋼矢板）	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。	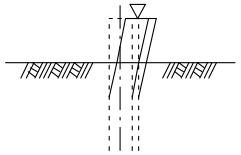	3-2-10-5
						根入長	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 （アンカー工）	削孔深さℓ	設計深さ以上	全数	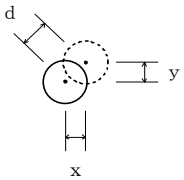 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-10-5
						配置誤差d	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 （連節ブロック張り工）	法長ℓ	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	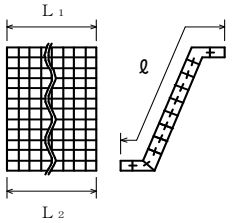	3-2-10-5
						延長L1，L2	－200	1施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 （締切盛土）	基準高▽	－50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。	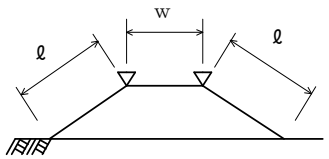	3-2-10-5
						天端幅w	－100			
						法長ℓ	－100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 （中詰盛土）	基準高▽	－50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工 （壁式）	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	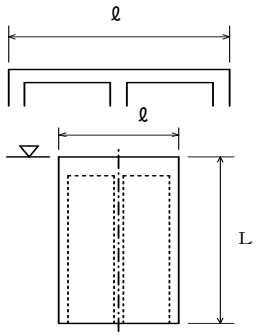	3-2-10-9
						連壁の長さℓ	－50			
						変位	300			
						壁体長L	－200			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工 (柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	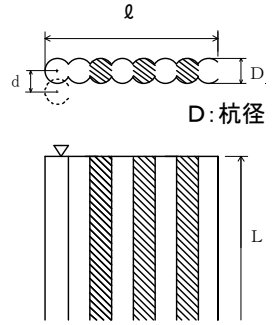	3-2-10-9
						連壁の長さℓ	－50			
						変位ｄ	Ｄ／4以内			
						壁体長Ｌ	－200			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費 （金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差		＋2 －0	製品全数を測定。 ※1）ガス切断寸法を準用する ※2）片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3）ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4）全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5）組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								≦1,000mm	1以下			
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								＞1,000mm	1.5以下			
						アンカーバー用孔（鋳放し）アンカーボルト	ドリル加工孔	≦100mm	＋3 －1			
								＞100mm	＋4 －2			
							孔の中心距離※1		JIS B 0403-1995 CT13			
						センターボス	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －0			
						ボス※5	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －1			
						上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法			JIS B 0403-1995 CT13			

（次頁に続く）

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1		全移動量ℓ※4	ℓ≦300mm		±2			
							ℓ＞300mm		±ℓ／100			
						組立高さH	上,下面加工仕上げ		±3			
							コンクリート構造用	H≦300mm	±3			
								H＞300mm	(H／200＋3)小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鋳放し長さ寸法※2)、※3)		JIS B 0403-1995 CT14			
							鋳放し肉厚寸法※2)		JIS B 0403-1995 CT15			
							削り加工寸法		JIS B 0405-1991 粗級			
							ガス切断寸法		JIS B 0417-1979 B級			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費（大型ゴム支承工）	幅w長さL直径D	w,L,D≦500		0～＋5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照	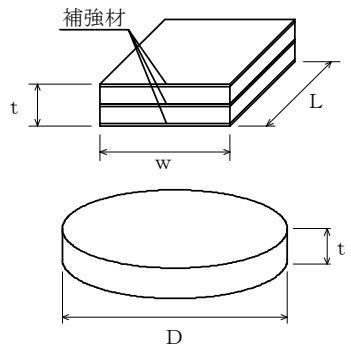	3-2-12-1
							500＜w,L,D≦1,500mm		0～＋1%			
							1,500＜w,L,D		0～＋15			
						厚さt	t≦20mm		±0.5			
							20＜t≦160		±2.5%			
							160＜t		±4			
						相対誤差	w,L,D≦1,000mm		1			
							1,000mm＜w,L,D		(w,L,D)／1,000			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長ℓ（m）	±3… ℓ≦10 ±4… ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃口高さｈ（m）		±2…　ｈ≦0.5 ±3… 0.5＜ｈ≦1.0 ±4… 1.0＜ｈ≦2.0	図面の寸法表示箇所で測定。	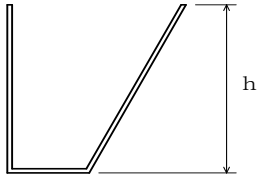	3-2-12-1
						外周長Ｌ（m）		±(10＋Ｌ／10)			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準 鋼桁等	測定基準 トラス・アーチ等	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	部材精度	フランジ幅w(m) 腹板高 h(m) 腹板間隔b′(m)	±2… w≦0.5 ±3… 0.5＜w≦1.0 ±4… 1.0＜w≦2.0 ±（3＋w／2）… 2.0＜w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		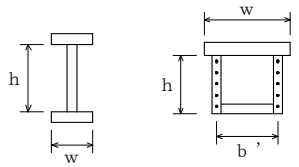 I型鋼桁　トラス弦材	3-2-12-3
							板の平面度δ(mm) 鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h／250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板又はリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）		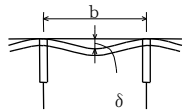	3-2-12-3
							板の平面度δ(mm) 箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150			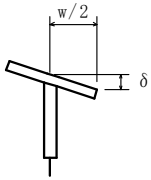	3-2-12-3
							フランジの直角度δ（mm）	w／200				
							部材長ℓ（m） 鋼桁	±3… ℓ≦10 ±4… ℓ＞10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		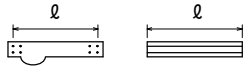	3-2-12-3
							部材長ℓ（m） トラス、アーチなど	±2… ℓ≦10 ±3… ℓ＞10				
							圧縮材の曲がりδ（mm）	ℓ／1,000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長（mm）	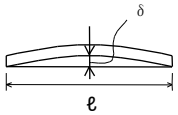	3-2-12-3
						※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ，圧縮材の曲りδ」の規格値のh，b，wに代入する数値はmm単位の数値とする。						

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	摘要
									鋼桁等	トラス・アーチ等		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	仮組立精度	全長　L（m） 支間長　Ln（m）	±（10＋L／10） ±（10＋Ln／10）	各桁毎に全数測定。		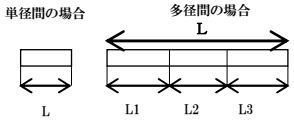	3-2-12-3
							主桁、主構の中心間距離 B（m）	±4…　B≦2 ±（3＋B／2） …　B＞2	各支点及び各支間中央付近を測定。		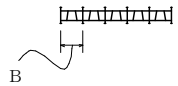	3-2-12-3
							主構の組立高さ h（m）	±5…　h≦5 ±（2.5＋h／2）　…h＞5	—	両端部及び中心部を測定。		3-2-12-3
							主桁、主構の通り δ（mm）	5＋L／5…L≦100 25…L＞100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上（m）		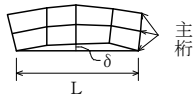	3-2-12-3
							主桁、主構のそり δ（mm）	－5～＋5…L≦20 －5～＋10…20＜L≦40 －5～＋15…40＜L≦80 －5～＋25…80＜L≦200	各主桁について10～12m間隔を測定。 L：主桁の支間長（m）	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長（m）	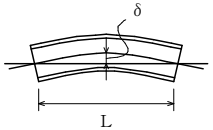	3-2-12-3
							主桁、主構の橋端における出入差 δ（mm）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		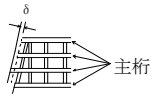	3-2-12-3
							主桁、主構の鉛直度 δ（mm）	3＋h／1,000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ（mm）	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ（mm）	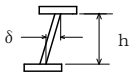	3-2-12-3
							現場継手部のすき間 δ1，δ2（mm）	±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 δ1、δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）		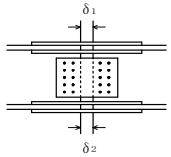	3-2-12-3
							※規格値のL，B，h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。					

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	2	桁製作工 （仮組立検査を実施しない場合）	部材精度	フランジ幅w(m) 腹板高　h(m)	±2…w≦0.5 ±3…5＜w≦1.0 ±4… 1.0＜w≦2.0 ±（3＋w／2）… 2.0＜w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	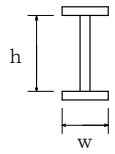 I型鋼桁	3-2-12-3
							板の平面度δ(mm) 鋼桁等の部材の腹板	h／250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板またはリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）	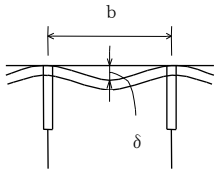	
							板の平面度δ(mm) 箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150			
							フランジの直角度δ（mm）	w／200		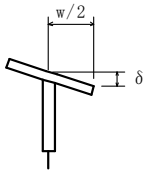	
							部材長ℓ(m) 鋼桁	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	主要部材全数を測定。	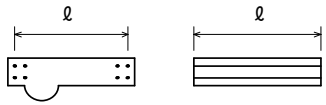	

※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。
　ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ」の規格値のh，b，wに代入する数値はmm単位の数値とする。

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 （鋼製堰堤製作工（仮組立時）） （次頁に続く）	部材の水平度	10	全数を測定。	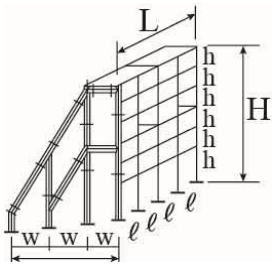	3-2-12-3
						堤長L	±30			
						堤長ℓ	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅w	±10		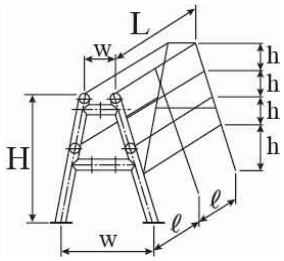 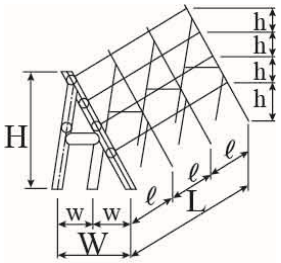	
						高さH	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H／500		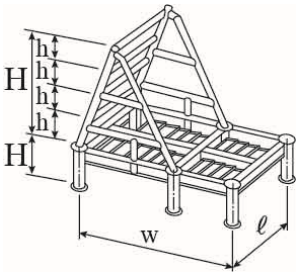 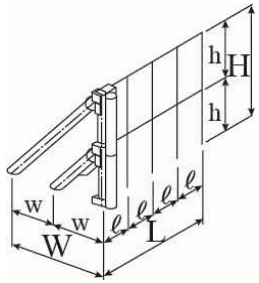 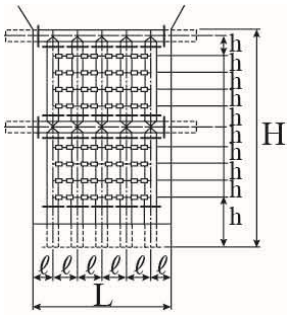 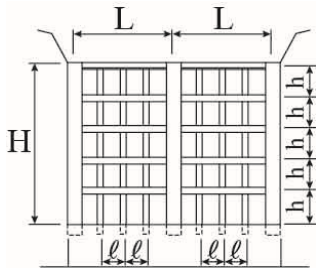	

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工　共通	3	3				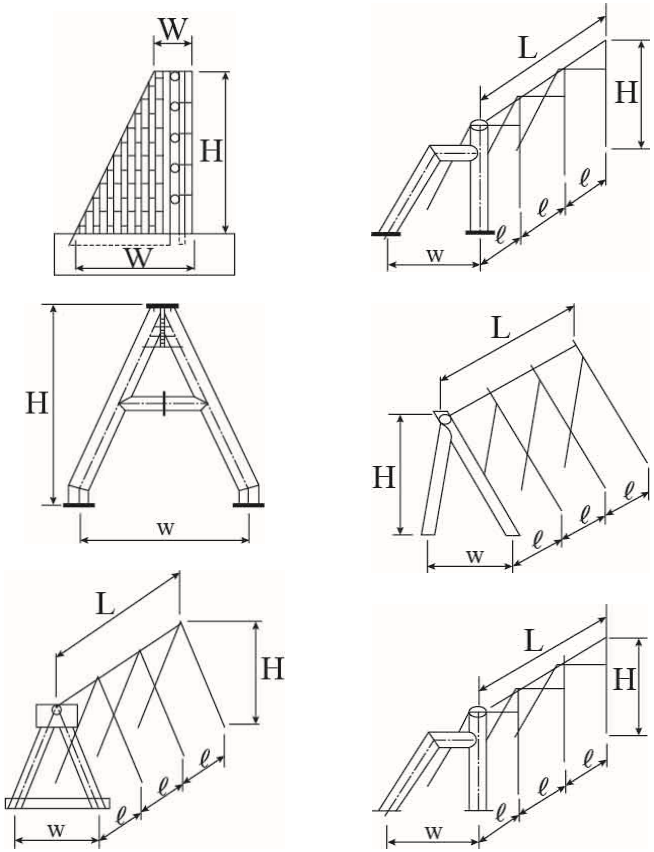		

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4		検査路製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長ｗ（m）	0～＋30	製品全数を測定。	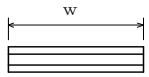	3-2-12-5
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ1（mm）	設計値 ±4	両端部及び中央部付近を測定。	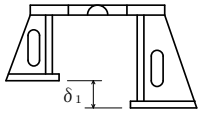	
							フィンガーの食い違い δ2（mm）	±2		（実測値） δ2	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-6

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-7
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ1（mm）	b／500	軸心上全数測定。	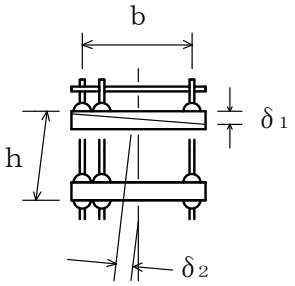	3-2-12-8
							鉛直度δ2（mm）	h／500			
							高さh（mm）	±5			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅w(m) 腹板高　　h(m)	±2…　w≦0.5 ±3… 　0.5＜w≦1.0 ±4… 　1.0＜w≦2.0 ±（3＋w／2）… 　2.0＜w	各支点及び各支間中央付近を測定。	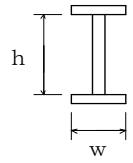 I 型鋼	3-2-12-9
						部材	フランジの直角度 δ（mm）	w／200	各支点及び各支間中央付近を測定。	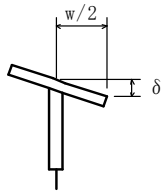	3-2-12-9
						部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。	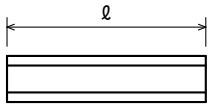	3-2-12-9
						仮組立時	主桁のそりδ	－5～＋5 　　…L≦20 －5～＋10 　…20＜L≦40	各主桁について10～12m間隔を測定。	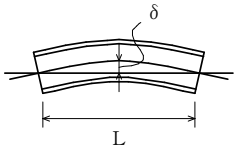	3-2-12-9

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-10
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	11		工場塗装工	塗膜厚		a．ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70％以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20％以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		3-2-12-11

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全長　Ｌ（m） 支間長Ｌｎ（m）	±（20＋Ｌ／5） ±（20＋Ｌｎ／5）	各桁毎に全数測定。	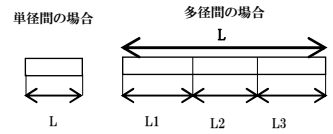	3-2-13
						通りδ（mm）	±（10＋2Ｌ／5）	Ｌ：主桁・主構の支間長（m）	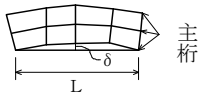	
						そりδ（mm）	±（25＋Ｌ／2）	主桁、主構を全数測定。 Ｌ：主桁・主構の支間長（m）	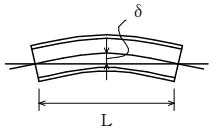	
						※主桁、主構の中心間距離Ｂ（m）	±4…Ｂ≦2 ±（3＋Ｂ／2）…Ｂ＞2	各支点及び各支間中央付近を測定。	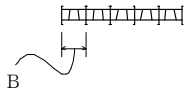	
						※主桁の橋端における出入差δ（mm）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。	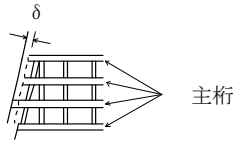	
						※主桁、主構の鉛直度δ（mm）	3＋ｈ／1,000	各主桁の両端部を測定。 Ｈ：主桁・主構の高さ（mm）	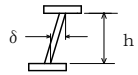	
						※現場継手部のすき間δ1，δ2（mm）	±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 δ1，δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）	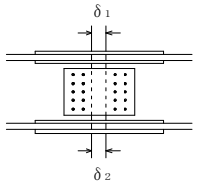	
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
						※規格値のＬ，Ｂに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のｈに代入する数値はmm単位の数値とする。				

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全長・支間		—	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						桁の中心間距離		—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そり		—	主桁を全数測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長ℓ	ℓ＜5m	－200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						盛土法長ℓ	ℓ＜5m	－100			
							ℓ≧5m	法長の－2%			
						延長Ｌ		－200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長ℓ	ℓ＜5m	－200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						厚さt	t ＜5cm	－10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
							t ≧5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延長Ｌ		－200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長ℓ	ℓ＜3m	－50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	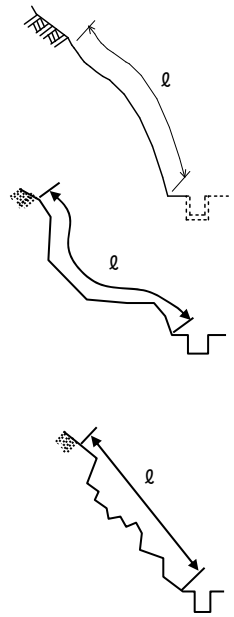	3-2-14-3
							ℓ≧3m	－100			
						厚さt	t ＜5cm	－10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
							t ≧5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延長Ｌ		－200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	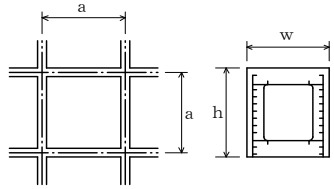	3-2-14-4 曲線部は設計図書による
							ℓ≧10m	－200			
						幅w		－30	枠延延長100mにつき1ヶ所、枠延延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						高さh		－30			
						枠中心間隔a		±100			
						延長L		－200	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-14-4
							ℓ≧10m	－200			
						延長L		－200	1施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	6		アンカー工	削孔深さℓ	設計値以上	全数	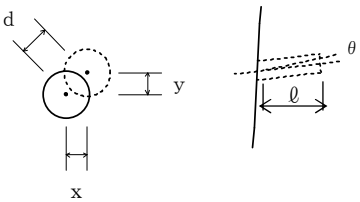 $d=\sqrt{x^2+y^2}$	3-2-14-6 ※鉄筋挿入工にも適用する
						配置誤差ｄ	100			
						せん孔方向θ	±2.5度			
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1		一般事項 （場所打擁壁工）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	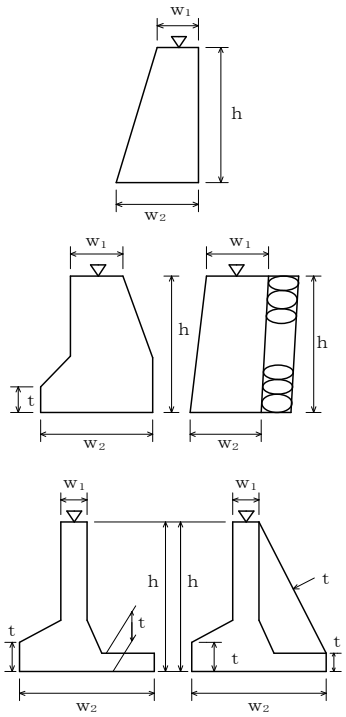	3-2-15-1
						厚さｔ	－20			
						裏込厚さ	－50			
						幅 w_1，w_2	－30			
						高さｈ　ｈ＜3m	－50			
						高さｈ　ｈ≧3m	－100			
						延長Ｌ	－200	1施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	2		プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	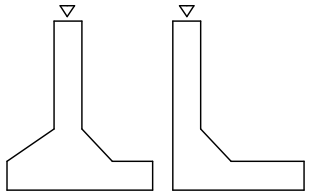	3-2-15-2
						延長Ｌ	－200	1施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	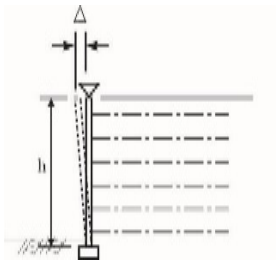 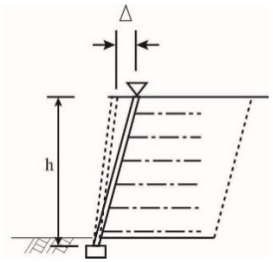	3-2-15-3
						高さh　h＜3m	－50			
						高さh　h≧3m	－100			
						鉛直度△	±0.03ｈかつ ±300以内			
						控え長さ （補強材の設計長）	設計値以上			
						延長Ｌ	－200	1施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	4		井桁ブロック工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	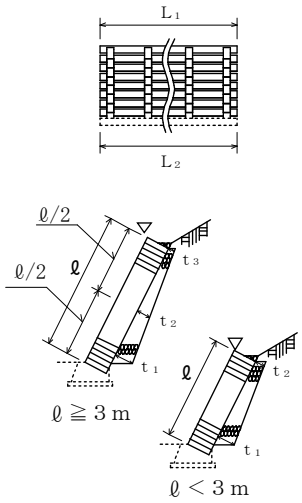	3-2-15-4
						法長ℓ	ℓ＜3m	－50			
						法長ℓ	ℓ≧3m	－100			
						厚さ t_1，t_2，t_3		－50			
						延長 L_1，L_2		－200	1施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	－800～＋200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	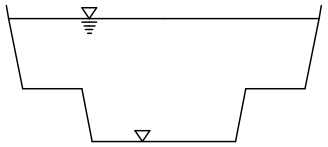	3-2-16-3
								500ps	－1,000～＋200			
								1,000ps	－1,200～＋200			
							ディーゼル船	250ps	－800～＋200			
								420ps 600ps	－1,000～＋200			
								1,350ps	－1,200～＋200			
						幅			－200			
						延長			－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽			＋200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	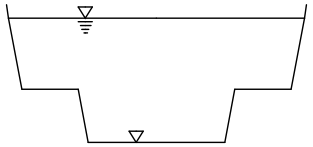	3-2-16-3
						幅			－200			
						延長			－200			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値		測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100㎜が含まれている。 3．計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		3-2-16-3
						標高較差	0以下	+400 以下			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）	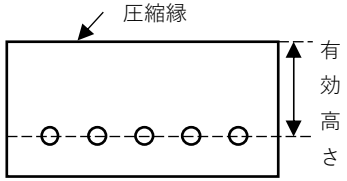	3-2-18-2
						幅w	0～＋30			
						厚さｔ	－10～＋20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄筋間隔	±20	1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅w	－30	「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	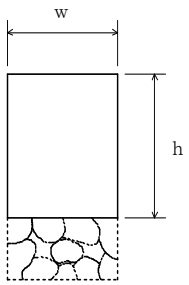	6-1-7-4
						高さh	－30			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高▽	±50	1組毎	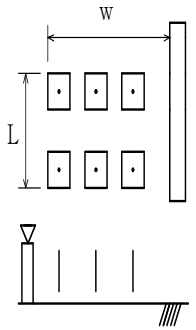	6-1-10-8
						幅w	±300			
						方向	±7°			
						延長L	－200			
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。	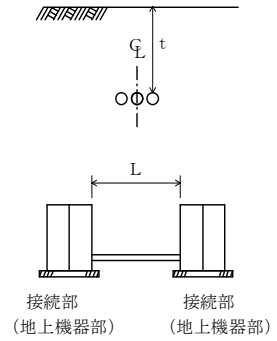	6-1-13-3
						延長L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	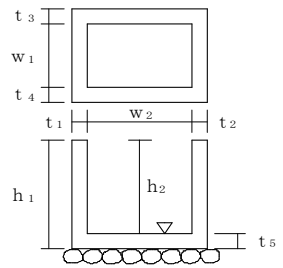	6-1-13-4
						※厚さ t_1～t_5	－20			
						※幅 w_1，w_2	－30			
						※高さ h_1，h_2	－30			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 （本体工）	基準高▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。	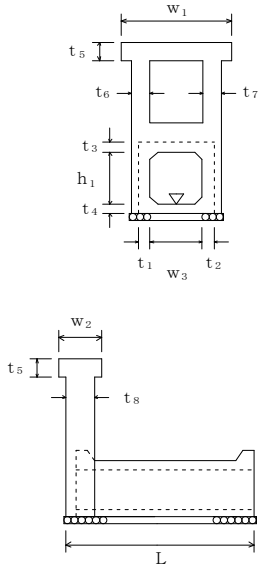	6-3-5-6
						厚さ t_1～t_8	－20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅 w_1，w_2	－30			
						内空幅 w_3	－30			
						内空高 h_1	±30			
						延長L	－200			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
6 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	5 樋 門 ・ 樋 管 本 体 工	6	2	函渠工 （ヒューム管） （ＰＣ管） （コルゲートパイプ） （ダクタイル鋳鉄管）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	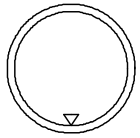	6-3-5-6
						延長Ｌ	－200	1施工箇所毎		
6 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	5 樋 門 ・ 樋 管 本 体 工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。	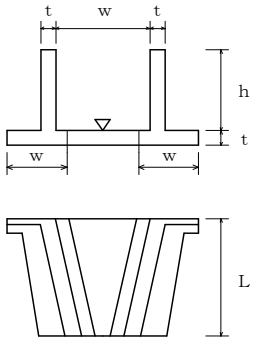	6-3-5-7 6-3-5-8
						厚さｔ	－20			
						幅ｗ	－30			
						高さｈ	±30			
						延長Ｌ	－50			
6 河 川 編	4 水 門	6 水 門 本 体 工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11
						厚さｔ	－20			
						幅ｗ	－30			
						高さｈ	±30			
						延長Ｌ	－50			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
6 河 川 編	5 堰	6 可 動 堰 本 体 工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高▽		±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-6-13 6-5-6-14
						厚さｔ		－20			
						幅ｗ		－30			
						高さｈ		±30			
						延長Ｌ		－50			
6 河 川 編	5 堰	7 固 定 堰 本 体 工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高▽		±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。	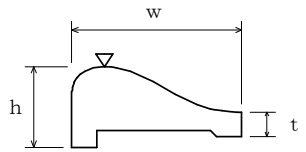	6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
						厚さｔ		－20			
						幅ｗ		－30			
						高さｈ		±30			
						堰長Ｌ	Ｌ＜20m	－50			
							Ｌ≧20m	－100			
6 河 川 編	5 堰	8 魚 道 工	3		魚道本体工	基準高▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	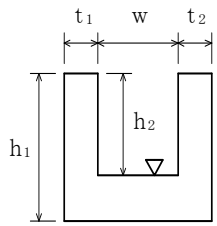	6-5-8-3
						厚さt_1，t_2		－20			
						幅ｗ		－30			
						高さh_1，h_2		－30			
						延長Ｌ		－200			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。	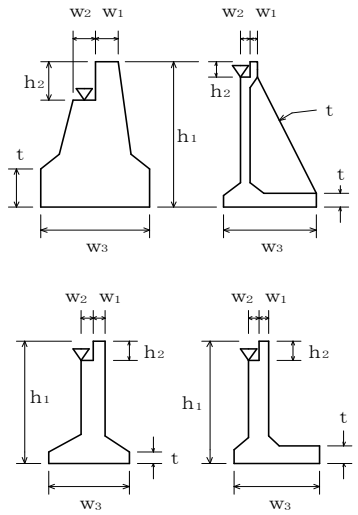	6-5-9-2
						厚さｔ	－20			
						天端幅ｗ1 (橋軸方向)	－10			
						天端幅ｗ2 (橋軸方向)	－10			
						敷幅ｗ3 (橋軸方向)	－50			
						高さh_1	－50			
						胸壁の高さh_2	－30			
						天端長ℓ_1	－50			
						敷長ℓ_2	－50			
						胸壁間距離ℓ	±30			
						支点長及び 中心線の変化	±50			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。	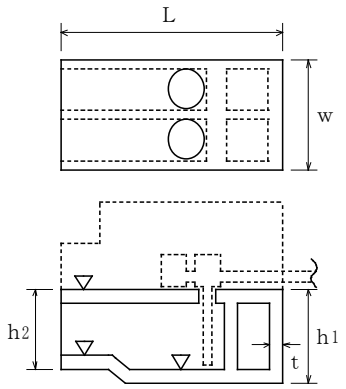	6-6-4-6
						厚さｔ	－20			
						幅ｗ	－30			
						高さh_1，h_2	±30			
						延長Ｌ	－50			
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。	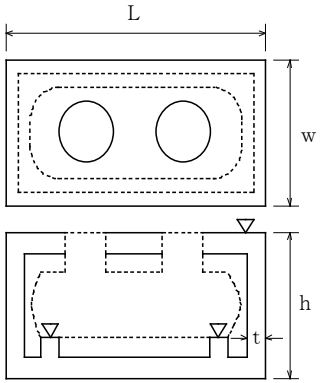	6-6-4-7
						厚さｔ	－20			
						幅ｗ	－30			
						高さｈ	±30			
						延長Ｌ	－50			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。	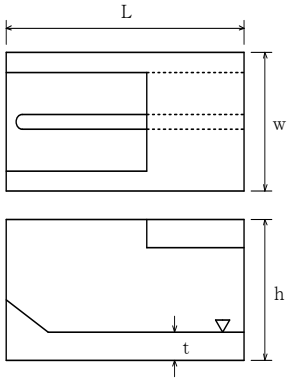	6-6-5-7
						厚さｔ	－20			
						幅ｗ	－30			
						高さｈ	±30			
						延長Ｌ	－50			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 （床固め本体工）	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。	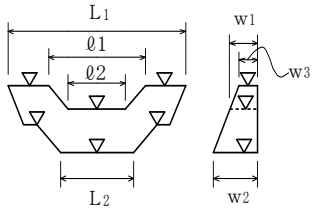	6-7-4-6
						天端幅w_1，w_3	－30			
						堤幅w_2	－30			
						堤長L_1，L_2	－100			
						水通し幅ℓ_1，ℓ_2	±50			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	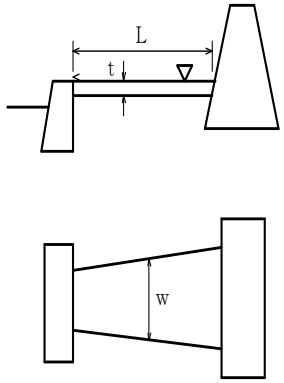	6-7-4-8
						厚さｔ	－30			
						幅ｗ	－100			
						延長Ｌ	－100			
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高▽	±30	１．図面の寸法表示箇所で測定。 ２．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 ３．長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。	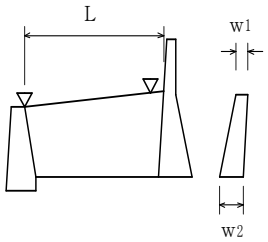	6-7-5-6
						天端幅w_1	－30			
						堤幅w_2	－30			
						長さＬ	－100			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	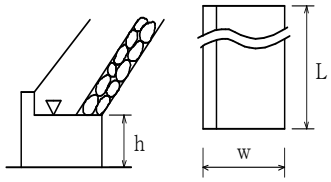	7-1-5-5
						幅ｗ	－30			
						高さｈ	－30			
						延長Ｌ	－200			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基準高▽		±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	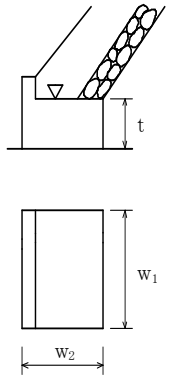	7-1-5-6
						ブロック厚ｔ		－20			
						ブロック縦幅w_1		－20			
						ブロック横幅w_2		－20			
						延長Ｌ		－200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	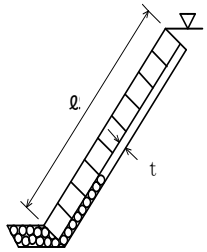	7-1-6-4
						法長ℓ	ℓ＜5m	－100			
							ℓ≧5m	ℓ×（－2%）			
						厚さｔ		－50			
						延長Ｌ		－200			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	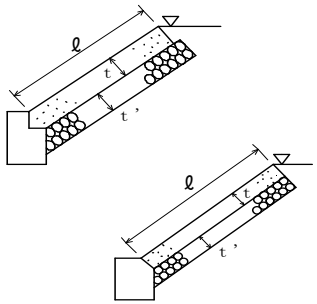	7-1-6-5
						法長ℓ	ℓ＜3m	－50			
							ℓ≧3m	－100			
						厚さｔ	ｔ＜100	－20			
							ｔ≧100	－30			
						裏込材厚ｔ'		－50			
						延長Ｌ		－200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	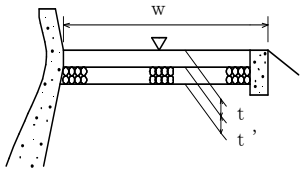	7-1-8-2
						幅ｗ		－50			
						厚さｔ		－10			
						基礎厚ｔ'		－45			
						延長Ｌ		－200			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目			規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基準高▽			±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	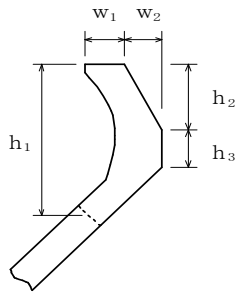	7-1-9-3
						幅w_1，w_2			－30			
						高さ　h＜3m h_1，h_2，h_3			－50			
						高さ　h≧3m h_1，h_2，h_3			－100			
						延長L			－200			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基準高▽	本均し		±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	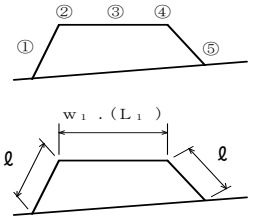	7-2-4-4
							表面均し		±100			
							荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長ℓ			－100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅w_1			－100			
						天端延長L_1			－200			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅w		－300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	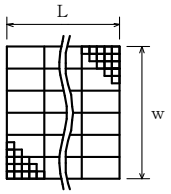	7-2-4-5
						延長L		－500			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	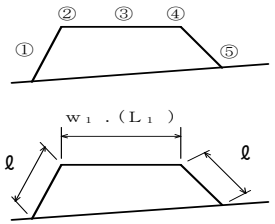	7-2-5-2
							異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長ℓ		－100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅w_1		－100			
						天端延長L_1		－200			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	（層積）ブロック規格26ｔ未満	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。	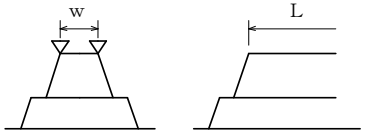	7-2-5-5
							（層積）ブロック規格26ｔ以上	±500			
							（乱積）	±ブロックの高さの1／2			
						天端幅w		ーブロックの高さの1／2			
						天端延長L		ーブロックの高さの1／2			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石枠工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	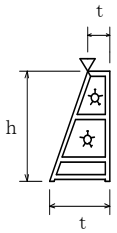	7-2-5-9
						厚さｔ		－50			
						高さｈ	ｈ＜3m	－50			
							ｈ≧3m	－100			
						延長Ｌ		－200	1施工箇所毎		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	基準高▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	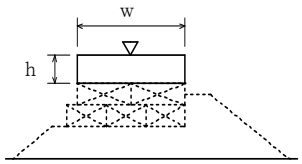	7-2-5-10
						幅ｗ		－30			
						高さｈ		－30			
						延長Ｌ		－200			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの基準高▽	砕石、砂	±100	各室中央部1ヶ所	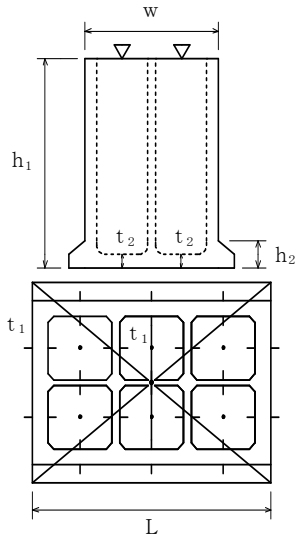	7-2-5-11
							コンクリート	±50			
						壁厚 t_1		±10	底版完成時、各壁1ヶ所		
						幅w		＋30，－10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						高さ h_1		＋30，－10	完成時、四隅		
						長さL		＋30，－10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						底版厚さ t_2		＋30，－10	底版完成時、各室中央部1ヶ所		
						フーチング高さ h_2		＋30，－10	底版完成時、四隅		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1，2		ケーソン重量 2,000ｔ未満 ±100	据付完了後、両端2ヶ所	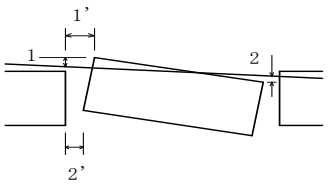	7-2-5-11
								ケーソン重量 2,000ｔ以上 ±150			
						据付目地間隔 1'，2'		ケーソン重量 2,000ｔ未満 100以下	据付完了後、天端2ヶ所		
								ケーソン重量 2,000ｔ以上 200以下			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工 （突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所（中心）	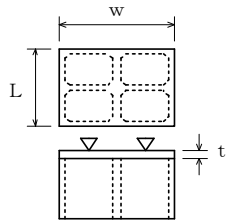	7-2-5-11
							水中	±50			
						厚さｔ		±30			
						幅ｗ		±30			
						長さＬ		±30			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工 （セルラー工製作）	壁厚ｔ		±10	型枠取外し後全数	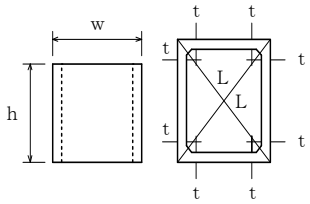	7-2-5-12
						幅ｗ		＋20，－10			
						高さｈ		＋20，－10			
						長さＬ		＋20，－10			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工 （セルラー工据付）	法線に対する出入 1，2		±50	据付後ブロック1個に2ヶ所（各段毎）	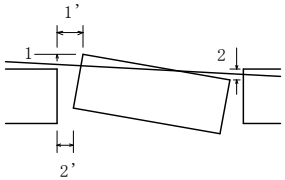	7-2-5-12
						隣接ブロックとの間隔 1'，2'		50以下			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工 （突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所（中心）	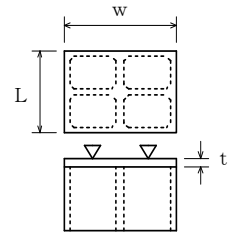	7-2-5-12
							水中	±50			
						厚さｔ		±30			
						幅ｗ		±30			
						長さＬ		±30			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	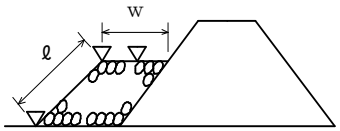	7-2-6-2
						基準高▽	異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長ℓ		－100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅w		－100			
						天端延長L		－200			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準高▽	層積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	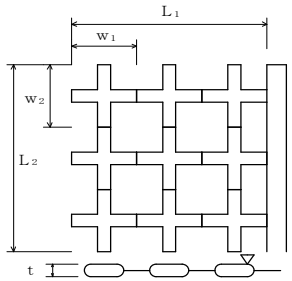	7-2-6-3
						基準高▽	乱積	±ｔ／2			
						厚さｔ		－20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
						幅 w_1 w_2	層積	－20			
						幅 w_1 w_2	乱積	－ｔ／2			
						延長 L_1 L_2	層積	－200	1施工箇所毎		
						延長 L_1 L_2	乱積	－ｔ／2			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高▽	層積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	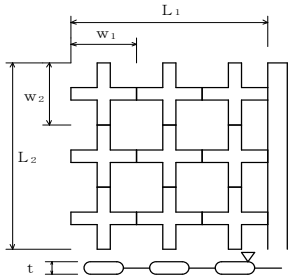	7-2-7-3
						基準高▽	乱積	±ｔ／2			
						厚さｔ		－20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
						幅 w_1，w_2		－20			
						延長 L_1，L_2		－200			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	基準高▽	本均し		±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	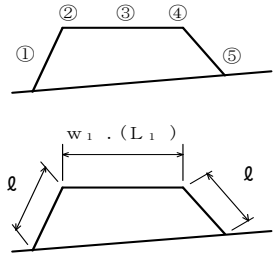	7-3-3-3
							荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長ℓ			－100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅w_1			－100			
						天端延長 L_1			－200			
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）		±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-3-4

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	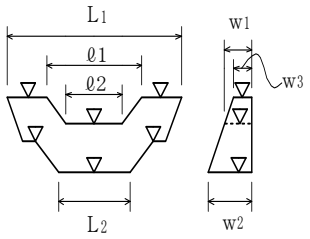	8-1-8-4
						天端部w_1，w_3 堤幅w_2	－30			
						水通し幅ℓ_1，ℓ_2	±50			
						堤長L_1，L_2	－100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基準高▽	±30	１．図面の寸法表示箇所を測定。 ２．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 ３．長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	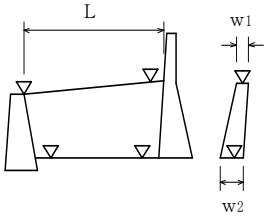	8-1-8-6
						幅w_1，w_2	－30			
						長さL	－100			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高▽		±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	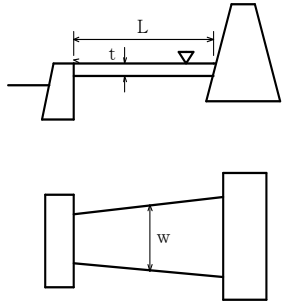	8-1-8-8
						幅w		－100			
						厚さｔ		－30			
						延長Ｌ		－100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 （不透過型）	水通し部	堤高▽	±50	１．図面に表示してある箇所で測定。 ２．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	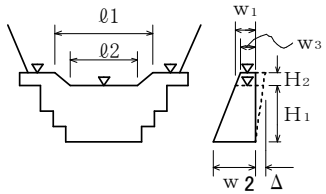	8-1-9-5
							長さℓ_1，ℓ_2	±100			
							幅w_1，w_3	±50			
							下流側倒れ△	±0.02H_1			
						袖部	袖高▽	±50			
							幅w_2	±50			
							下流側倒れ△	±0.02H_2			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工 （透過型）	堤長Ｌ	±50	図面の寸法表示箇所で測定。	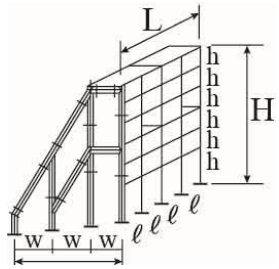	8-1-9-5
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅ｗ	±10			
						高さH	±10			
						高さｈ	±10			
								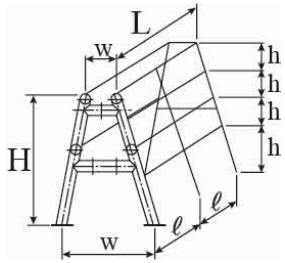	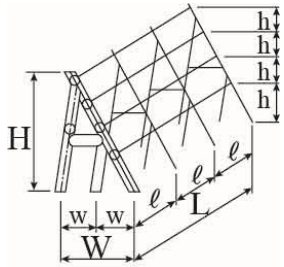	
								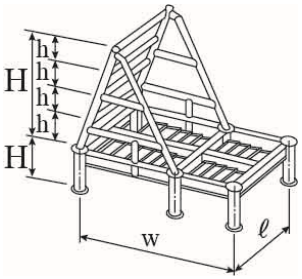	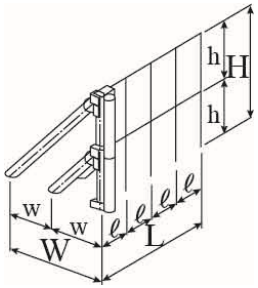	
								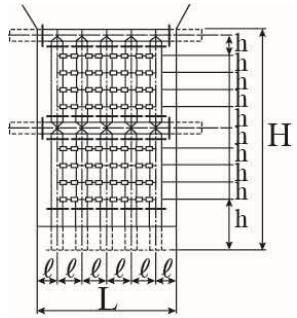	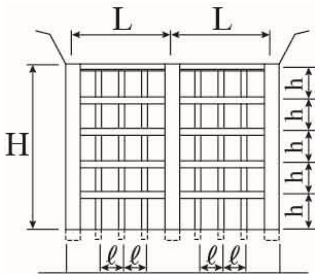	
					（次頁に続く）					

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2				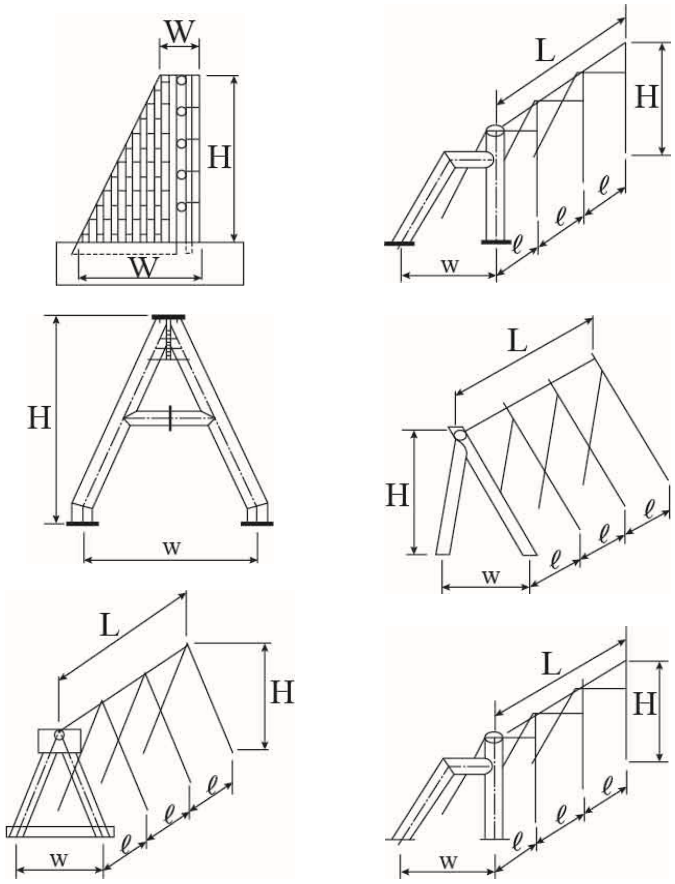		

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤高▽		±50	1．図面に表示してある箇所で測定。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	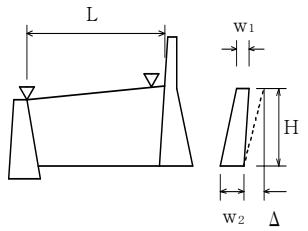	8-1-9-6
						長さＬ		±100			
						幅w_1，w_2		±50			
						下流側倒れ△		±0.02H			
						高さｈ	ｈ＜3m	－50			
							ｈ≧3m	－100			
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基準高▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	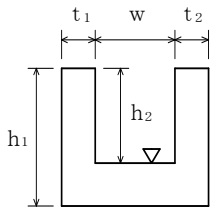	8-2-5-8
						幅ｗ		－30			
						高さh_1，h_2		－30			
						厚さt_1，t_2		－20			
						延長Ｌ		－200			
8 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	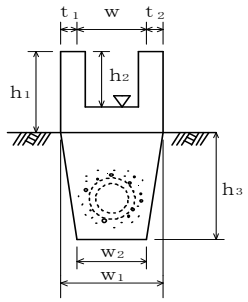	8-3-6-4
						厚さt_1，t_2		－20			
						幅ｗ		－30			
						幅w_1，w_2		－50			
						高さh_1，h_2		－30			
						深さh_3		－30			
						延長Ｌ		－200			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さℓ	設計値以上	全数	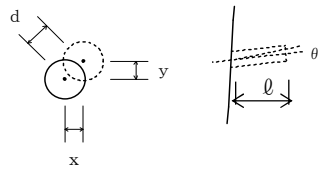 $d=\sqrt{x^2+y^2}$	8-3-7-4
						配置誤差ｄ	100			
						せん孔方向θ	±2.5度			
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	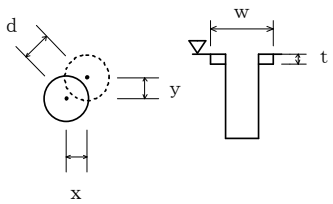 $d=\sqrt{x^2+y^2}$	8-3-7-5
						偏心量ｄ	150			
						長さＬ	－100			
						巻立て幅ｗ	－50			
						巻立て厚さｔ	－30			
8 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6
						偏心量ｄ	Ｄ／4以内かつ 100以内			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （本体）	天端高▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線または、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3． ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	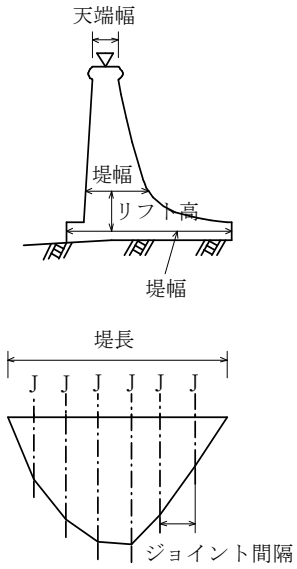	9-1-4
						天端幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	－30，＋50			
						堤長	－100			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （水叩）	天端高▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3．水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。	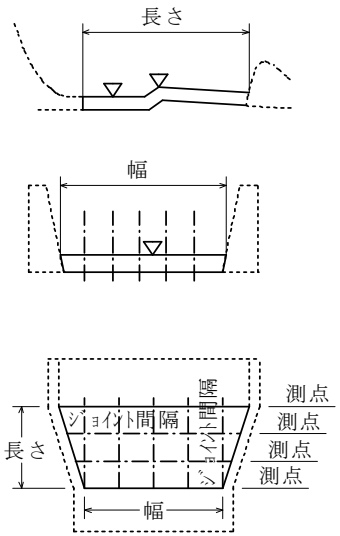	9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長さ	－100，＋60			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 (副ダム)	天端高▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする.(堤幅は、中心線または、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	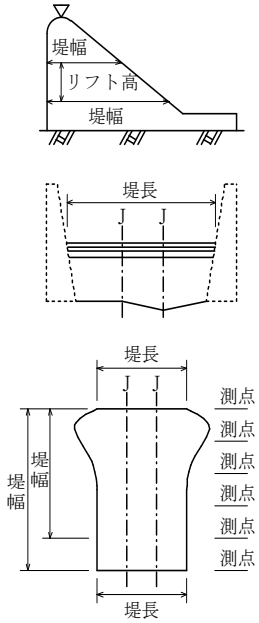 J：ジョイント	9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	−30，＋50			
						堤長	±40			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 (導流壁)	天端高▽	±30	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、またはジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、またはジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長または、測点に直角な水平延長を測定。	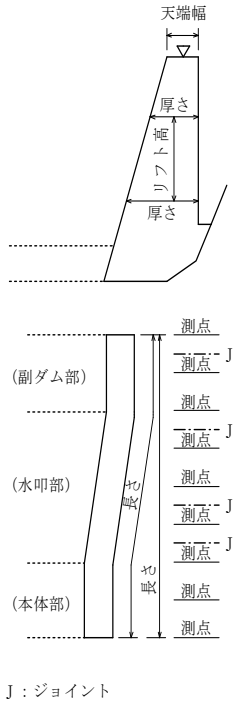	9-1-4
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚さ	±20			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	5		コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合	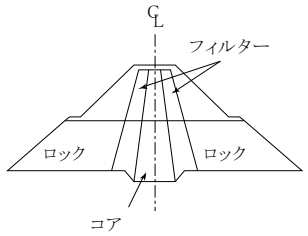	9-2-4-5
						外側境界線	－0，＋500			
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	基準高▽	－0	各測点について5層毎に測定。		9-2-4-6
						外側境界線	－0，＋1,000			
						盛立幅	－0，＋1,000			
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	基準高▽	－100	各測点について盛立5m毎に測定。		9-2-4-7
						外側境界線	－0，＋2,000			
9 ダム編	2 フィルダム				フィルダム （洪水吐）	基準高▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．1回／1施工箇所	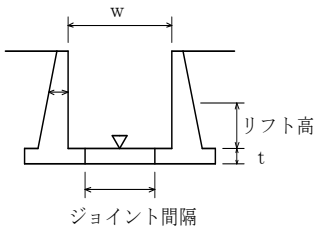	9-2
						ジョイント間隔	±30			
						厚さｔ	±20			
						幅ｗ	±40			
						リフト高	±20			
						長さＬ	±100			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	深度Ｌ		設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。	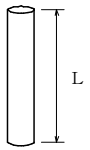	9-3-3
						配置誤差		100			
10 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		10-1-3-2
10 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	基準高▽		±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。	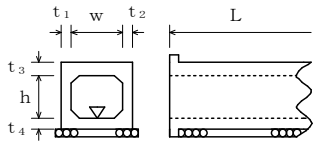	10-1-9-6
						厚さ t_1～t_4		－20			
						幅（内法）w		－30			
						高さh		±30			
						延長Ｌ	Ｌ＜20m	－50			
							Ｌ≧20m	－100			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅w		－200	1施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		10-1-11-4
						延長Ｌ		－200			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さｈ		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	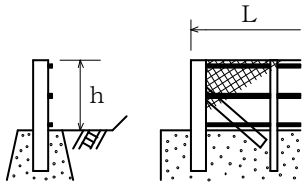	10-1-11-5
						延長Ｌ		－200	1施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さｈ		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	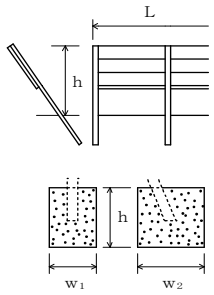	10-1-11-6
						延長Ｌ		－200	1施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						基礎	幅w_1，w_2	－30	基礎1基毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							高さｈ	－30			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さｈ		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	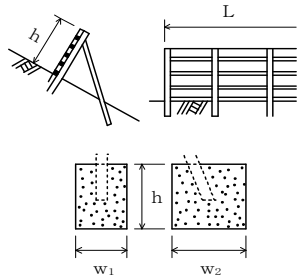	10-1-11-7
						延長Ｌ		－200	1施工箇所毎		
						基礎	幅w_1，w_2	－30	基礎1基毎		
							高さｈ	－30			
						アンカー長ℓ	打込みℓ	－10%	全数		
							埋込みℓ	－5%			
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅ｗ		－30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	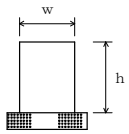	10-1-12-4
						高さｈ		－30			
						延長Ｌ		－200	1施工箇所毎		
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔w_1，w_2	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所	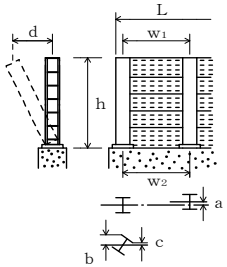	10-1-12-5
							ずれａ	10			
							ねじれｂ－ｃ	5			
							倒れｄ	ｈ×0.5%			
						高さｈ		＋30，－20			
						延長Ｌ		－200	1施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

<table>
<tr><th rowspan="3">編</th><th rowspan="3">章</th><th rowspan="3">節</th><th rowspan="3">条</th><th rowspan="3">枝番</th><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3" colspan="2">測定項目</th><th colspan="3">規　格　値</th><th rowspan="3">測　定　基　準</th><th rowspan="3">測　定　箇　所</th><th rowspan="3">摘　要</th></tr>
<tr><th colspan="2">個々の測定値（X）</th><th>10個の測定値の平均（X_{10}）</th></tr>
<tr><th>中規模以上</th><th>小規模以下</th><th>中規模以上</th></tr>
<tr><td rowspan="5">10
道路編</td><td rowspan="5">2
舗装</td><td rowspan="5">4
舗装工</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">歩道路盤工
取合舗装路盤工
路肩舗装路盤工</td><td colspan="2">基準高▽</td><td colspan="2">±50</td><td>―</td><td rowspan="5">基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。
厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。
幅は、片側延長80m毎に１ヶ所測定。

※両端部2点で測定する。

「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</td><td rowspan="5">工事規模の考え方
中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。
小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。
厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
コアー採取について
橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</td><td rowspan="5">10-2-4</td></tr>
<tr><td rowspan="3">厚さ</td><td>t＜15cm</td><td colspan="2">－30</td><td>－10</td></tr>
<tr><td>t≧15cm</td><td colspan="2">－45</td><td>－15</td></tr>
<tr><td colspan="2">幅</td><td colspan="2">－100</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値			測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	－9		－3	幅は、片側延長80m毎に１ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4
						幅	－25		—			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9
						延長Ｌ	－200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 （コンクリート工）	基準高	±20	1ヶ所／1踏掛版		10-2-7-4
						各部の厚さ	±20	1ヶ所／1踏掛版		
						各部の長さ	±30	1ヶ所／1踏掛版		
					踏掛版工 （ラバーシュー）	各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	―			
					踏掛版工 （アンカーボルト）	中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅w_1，w_2	－30	基礎1基毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	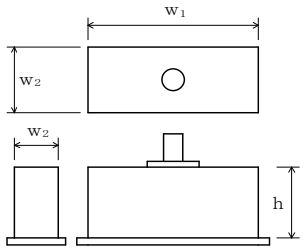	10-2-9-4
						高さh	－30			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	設置高さH	設計値以上	1ヶ所／1基 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	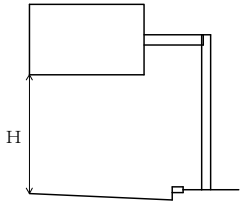	10-2-9-4
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋設深ｔ	0～＋50	接続部間毎に1ヶ所	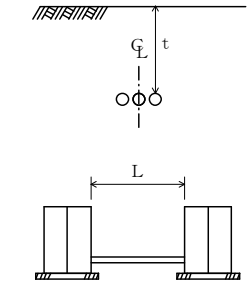	10-2-12-5
						延長Ｌ	－200	接続部間毎で全数		
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工 （ハンドホール）	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打ちのある場合	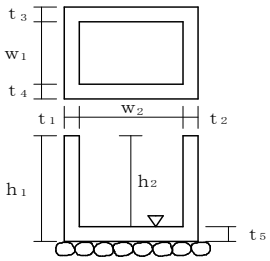	10-2-12-5
						※厚さ t_1～t_5	－20			
						※幅 w_1，w_2	－30			
						※高さ h_1，h_2	－30			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅w	－30	1ヶ所／1施工箇所	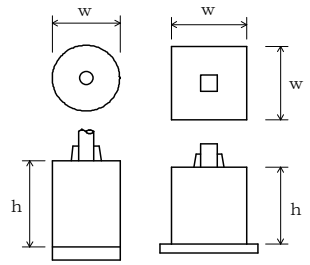	10-2-12-6
						高さh	－30			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	部材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ（mm）		w／500	各脚柱、ベースプレートを測定。	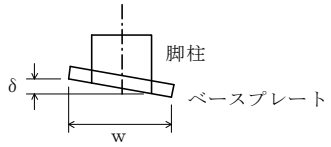	10-3-3-3
						部材	ベースプレート	孔の位置	±2	全数を測定。	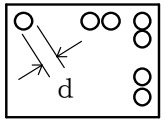	10-3-3-3
						部材	ベースプレート	孔の径ｄ	0～5	全数を測定。		
						仮組立時	柱の中心間隔、対角長Ｌ（m）		±5…Ｌ≦10m ±10… 10＜Ｌ≦20m ±(10＋(Ｌ－20)／10)…20m＜Ｌ	両端部及び片持ばり部を測定。	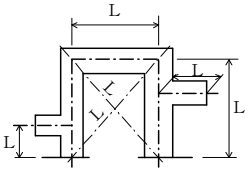	10-3-3-3
						仮組立時	はりのキャンバー及び柱の曲がり δ（mm）		Ｌ／1,000	各主構の各格点を測定。	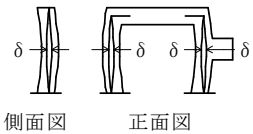	10-3-3-3
						仮組立時	柱の鉛直度 δ（mm）		10…Ｈ≦10 Ｈ…Ｈ＞10	各柱及び片持ばり部を測定。 Ｈ：高さ（m）	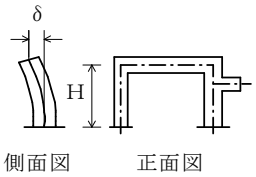	10-3-3-3

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 　なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	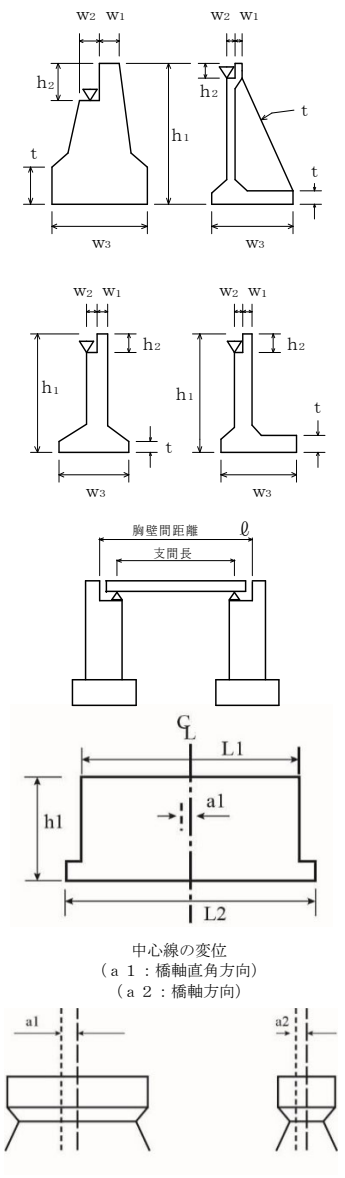	10-3-6-8
						厚さｔ	－20			
						天端幅w_1 （橋軸方向）	－10			
						天端幅w_2 （橋軸方向）	－10			
						敷幅w_3 （橋軸方向）	－50			
						高さh_1	－50			
						胸壁の高さh_2	－30			
						天端長ℓ_1	－50			
						敷長ℓ_2	－50			
						胸壁間距離ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

（次頁に続く）

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～－20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。	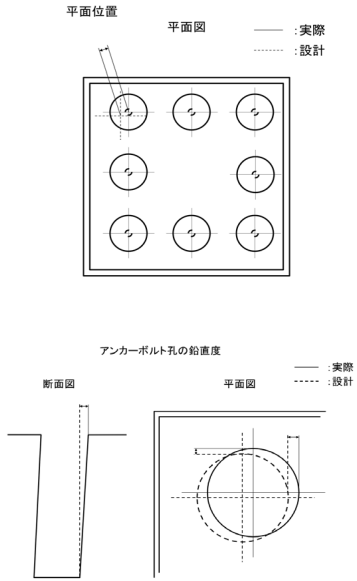	
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 （張出式） （重力式） （半重力式）	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	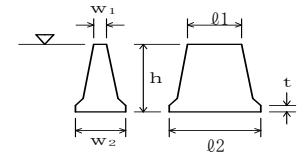 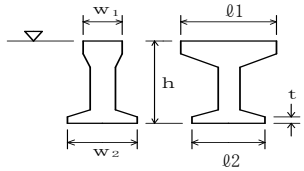 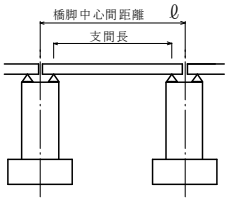 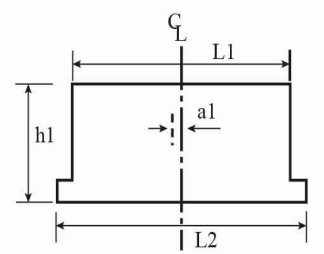 中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向） （ａ２：橋軸方向） 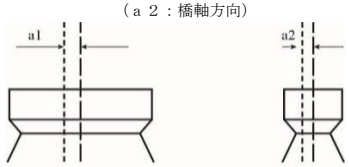	10-3-7-9
						厚さｔ	－20			
						天端幅w_1 （橋軸方向）	－20			
						敷幅w_2 （橋軸方向）	－50			
						高さｈ	－50			
						天端長ℓ_1	－50			
						敷長ℓ_2	－50			
						橋脚中心間距離ℓ	±30			
					（次頁に続く）	支間長及び 中心線の変位	±50			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～－20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。	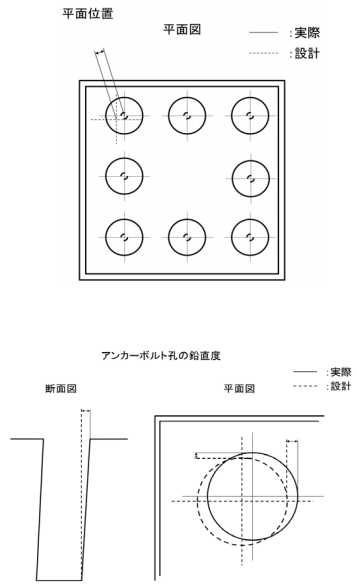	
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 （ラーメン式）	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	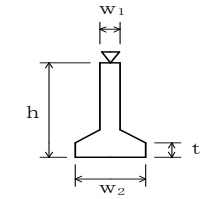 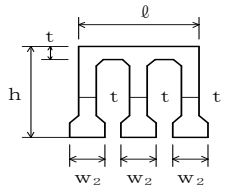 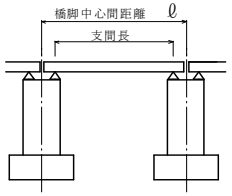 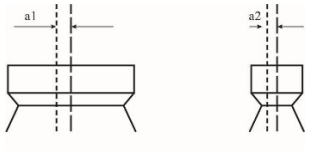 中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向） （ａ２：橋軸方向）	10-3-7-9
						厚さｔ	−20			
						天端幅w_1	−20			
						敷幅w_2	−20			
						高さｈ	−50			
						長さℓ	−20			
						橋脚中心間距離ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			
					（次頁に続く）					

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～－20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。	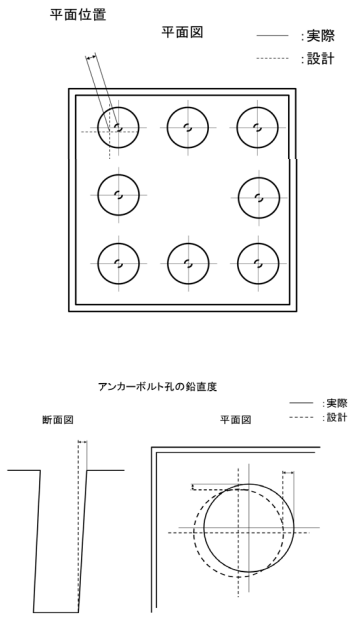	
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 （Ⅰ型・Ｔ型）	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	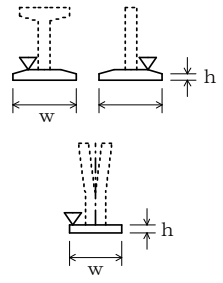	10-3-8-9
						幅w (橋軸方向)	−50			
						高さh	−50			
						長さℓ	−50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	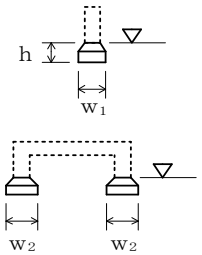	10-3-8-9
						幅w_1，w_2	−50			
						高さh	−50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 （Ⅰ型・Ｔ型）	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	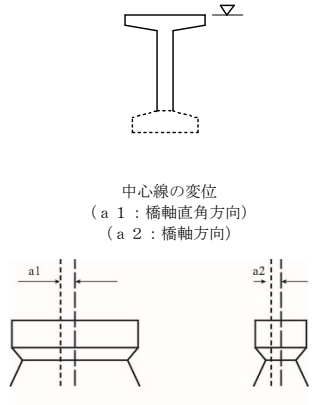	10-3-8-10
						橋脚中心間距離ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	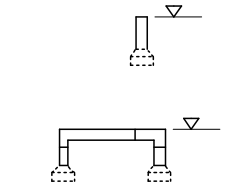 中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向）　（ａ２：橋軸方向） 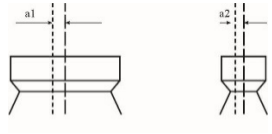	10-3-8-10
						橋脚中心間距離ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ1，δ2（mm）	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		10-3-8-11
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部材　部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		10-4-3-9

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工 （鋼製支承）	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 Ｂ：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300㎜以下の場合は、水平面の高低差を1㎜以下とする。 　なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)　先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)　可動支承の遊間（Ｌａ，Ｌｂ）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)　可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10
						可動支承の移動可能量　注2)	設計移動量以上			
						支承中心間隔（橋軸直角方向）	コンクリート橋：±5 鋼橋：±(4＋0.5×(B－2))			
						水平度　橋軸方向 水平度　橋軸直角方向	1／100			
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5			
						可動支承の機能確認　注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1／2以上			
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工 （ゴム支承）	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 Ｂ：支承中心間隔（m） 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300㎜以下の場合は、水平面の高低差を1㎜以下とする。 　なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)　先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)　可動支承の遊間（Ｌａ，Ｌｂ）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)　可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10
						可動支承の移動可能量　注2)	設計移動量以上			
						支承中心間隔（橋軸直角方向）	コンクリート橋：±5 鋼橋：±(4＋0.5×(B－2))			
						水平度　橋軸方向 水平度　橋軸直角方向	1／300			
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5			
						可動支承の機能確認　注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1／2以上			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		10-4-8-3
						アンカーボルト定着長	－20以内 かつ －1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径　(mm)		
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅w_1	－10～＋20	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	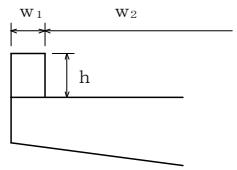	10-4-8-5
						地覆の高さh	－10～＋20			
						有効幅員w_2	0～＋30			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅w_1	－5～＋10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	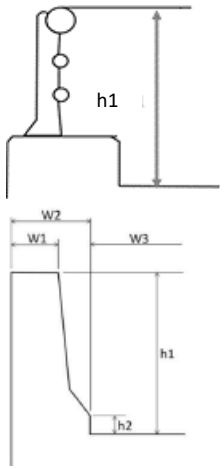	10-4-8-6 10-4-8-7
						地覆の幅w_2	－10～＋20			
						高さh_1	－20～＋30			
						高さh_2	－10～＋20			
						有効幅員w_3	0～＋30			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8
						高さ	±4			
10 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工（現場）	幅w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長	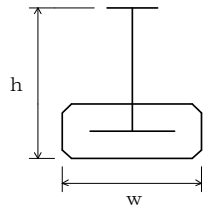	10-5-6-2
						高さh	10 −5			
						桁長ℓ スパン長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ−5） かつ−30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
10 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1／3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 （1）～（7）および断面変化点の検測孔を測定。 注）良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」にいう地盤等級Ａ又はＢに該当する地盤とする。	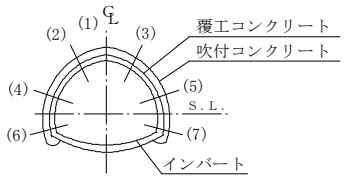	10-6-4-3

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		10-6-4-4
						角度	—			
						削孔深さ	—			
						孔径	—			
						突出量	プレート下面から10cm以内			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	（1）　基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 （2）　厚さ （ｲ）　コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 （ﾛ）　コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 （ﾊ）　検測孔による巻厚の測定は図の（1）は40mに1ヶ所、（2）～（3）は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	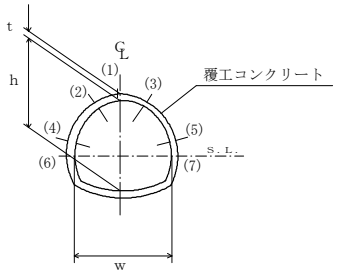	10-6-5-3
						幅ｗ（全幅）	－50			
						高さｈ（内法）	－50			
						厚さｔ	設計値以上			
						延長Ｌ	―			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅w	－50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-6-5-5
						厚さt	－30			
10 道路編	6 トンネル（NATM）	6 インバート工	4		インバート本体工	幅w（全幅）	－50	(1)　幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2)　厚さ (イ)　コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ)　コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。	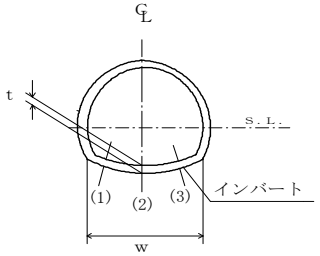	10-6-6-4
						厚さt	設計値以上			
						延長L	—			
10 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。	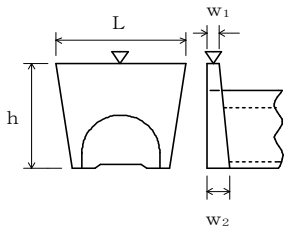	10-6-8-4
						幅w_1，w_2	－30			
						高さh　h＜3m	－50			
						高さh　h≧3m	－100			
						延長L	－200			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	5		明り巻工	基準高▽（拱頂）	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。	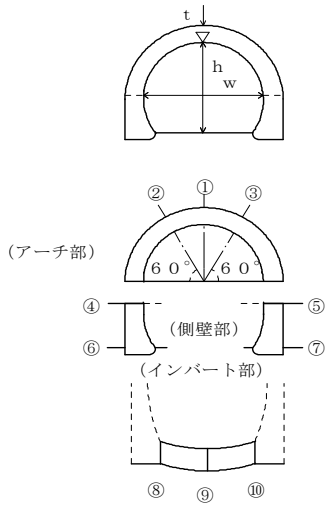	10-6-8-5
						幅w（全幅）	－50			
						高さh（内法）	－50			
						厚さt	－20			
						延長L	—			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。	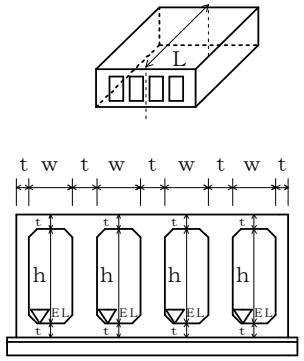	10-11-6-2
						厚さt	－20			
						内空幅w	－30			
						内空高h	±30			
						ブロック長L	－50			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さｔ	－20	図面の寸法表示箇所で測定。	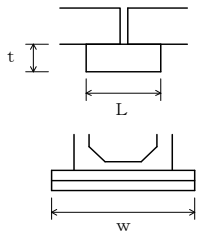	10-11-6-4
						幅ｗ	－20			
						長さＬ	－20			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 （防水）	幅ｗ	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。	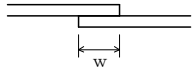	10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 （防水保護工）	厚さｔ	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。	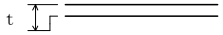	10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 （防水壁）	高さｈ	－20	図面の寸法表示箇所で測定。	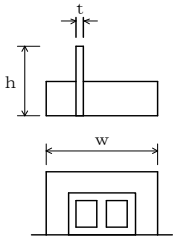	10-11-6-5
						幅ｗ	±50			
						厚さｔ	－20			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。	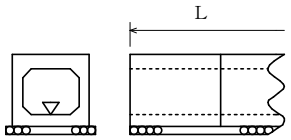	10-11-7-2
						延長Ｌ	－200	延長：1施工箇所毎		
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工（管路部）	埋設深ｔ	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。	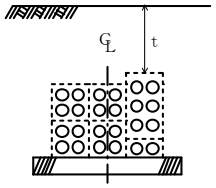	10-12-5-2
						延長Ｌ	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。（管路センターで測定）		
									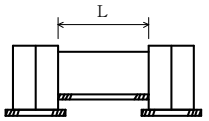	
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基準高▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。	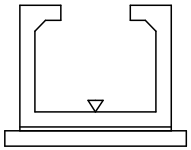	10-12-5-3

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合	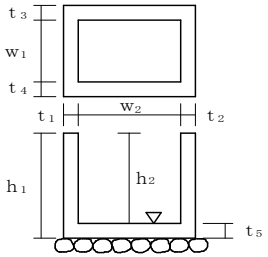	10-12-6-2
						※厚さ t_1～t_5	－20			
						※幅 w_1，w_2	－30			
						※高さ h_1，h_2	－30			

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\bar{X}$）	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さｔ（切削）	－7	－2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	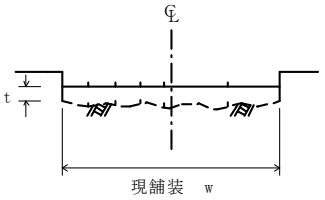 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	10-14-4-5
						厚さｔ（オーバーレイ）	－9				
						幅ｗ	－25				
						延長Ｌ	－100				
						平坦性	—	3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 （面管理の場合） 厚さｔまたは標高較差（切削）のみ	厚さｔ（標高較差）（切削）	－17 (17) （面管理として緩和）	－2 (2)	１．「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔまたは標高較差（切削）を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ３．厚さｔまたは標高較差（切削）は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 ４．厚さ（オーバーレイ）は40ｍ毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 ５．幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、延長80ｍ未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	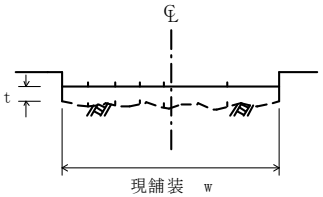 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	10-14-4-5
						厚さｔ（オーバーレイ）	－9				
						幅ｗ	－25				
						延長Ｌ	－100				
						平坦性	—	3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			

出来形管理基準及び規格値(案)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\overline{X}$）	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工	厚さｔ	－30		幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。	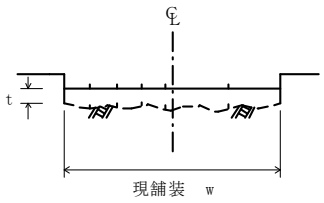	10-14-4-7
							幅ｗ	－50				
							延長Ｌ	－100				

出来形管理基準及び規格値（案）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅　w（m） 腹板高　　h（m） 腹板間隔　b′（m）	±2…w≦0.5 ±3… 0.5＜w≦1.0 ±4… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w／2)… 2.0＜w	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	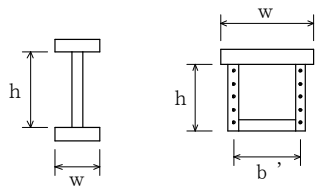 I 型鋼桁　　トラス弦材	10-16-3-4
								床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
						フランジの直角度 δ（mm）	w／200	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。	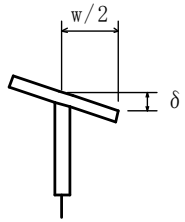	10-16-3-4
						圧縮材の曲がり δ（mm）	ℓ／1,000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長（mm）	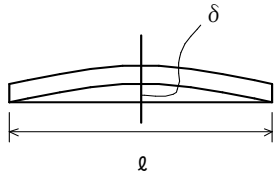	10-16-3-4